

[14番 杉森弘之議員]

こんにちは、市民クラブの杉森弘之です。私の質問事項は2つです。一問一答で質問しますので、よろしくをお願いします。

1、牛久市の表彰制度と牛久州市制施行記念日（1986.6.1）（答弁213ページから）

第1は、牛久市の表彰制度と牛久州市制施行記念日についてです。

現在のコロナ禍において、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる、人々の生活にとって必要不可欠な労働者の活躍は大変ありがたいものですが、その活躍は一般市民にそれほど知られておらず、社会的にも認知されている状況ではありません。さらに牛久市には、様々な分野で活躍されている方々がおられますが、市民にも社会的にも認知されていない状況です。

牛久市表彰規則によれば、「本市の行政、経済、社会、文化その他各般にわたって、市政の振興に寄与し、又はその徳行（とっこう）が市民の模範となる者を表彰し、もって市政の伸展を図ることを目的とする。」と、表彰の目的を明らかにしています。今こそ、市の表彰制度を活発化させ、本市の行政、経済、社会、文化その他各般にわたって、市政の振興に寄与していただくことが重要なのではないのでしょうか。

西東京市では、名誉市民の顕彰の目的を、まちの魅力の創造、郷土愛の醸成に資することとし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に位置付け、「まちを楽しみ、まちの良さを高める」ための一環として重視しています。

現在、牛久市では、名誉市民を始め、市民栄誉賞、一般功労表彰等の表彰制度があります。名誉市民の対象は、社会の進歩発展に著しい功績のあった者で、ひとしく市民に尊敬される者。市民栄誉賞の対象は、牛久市民に夢と希望を与え、社会に進歩と活力をもたらす、広く市民に敬愛されるもの、とされています。

また、どちらも牛久市に居住し、若しくは居住していた個人、並びに牛久市に関係の深い個人、市民栄誉賞の場合は団体も含めています。他市においては、名誉市民は当該市民以外の人で市への功績が大きい人に贈っている所もあります。

名誉市民の選定に当たっては、その都度選考委員会を設け、その全会一致による推薦と議会の同意を得て選定し、市民栄誉賞の選定に当たっては、その都度審査委員会を設け、全会一致で決定するとしています。

名誉市民は称号を贈り顕彰する、市民栄誉賞はその栄誉を称えたとありますが、これまでの受賞者と、その表彰理由となる功績について説明を求めます。

名誉市民と市民栄誉賞の違いについて説明を求めます。

次に、牛久市表彰規則によれば、名誉市民と市民榮譽賞の他に、表彰の種類は、一般功勞表彰、自治功勞者表彰、善行表彰及び職員表彰となっていますが、これら4種類の表彰はどのように行われてきたでしょうか。

特に一般功勞表彰の幅の狭さが気になります。牛久市表彰規則によれば、「一般功勞表彰は、市民又は本市に関係のある個人若しくは団体で、次の各号の一に該当する事項につきその功績が顕著なものを表彰する。」とあり、

- (1) 地方自治の進展
- (2) 社会福祉の増進
- (3) 保健衛生の向上
- (4) 産業の振興
- (5) 教育、文化、体育の向上
- (6) 前各号のほか、特にその功績が顕著なもの、など明記されています。

コロナ禍のいま、エッセンシャルワーカーをはじめ各分野で活躍されている人たちに対し、市民がそして市としてその活躍を認め模範として認めていることを示し表彰することは、特に重要ではないでしょうか。名誉市民や市民榮譽賞までいなくても、各分野の功勞賞はもっと積極的に表彰するべきではないでしょうか。個人だけでなく団体に対しても、積極的に表彰するべきではないでしょうか。

牛久市では、県による表彰、各団体・協会等による表彰は行われていますが、それらはそれらの意味を持つものとして大切に、さらに牛久市民としての誇りを高め、牛久市を活発化するために、牛久市としての一般功勞表彰を積極化・活発化することが必要と考えますが、市の考え方を聞きます。

これらの表彰制度の重要性から考えれば、表彰については規則ではなく、牛久市名誉市民条例や牛久市市民榮譽賞条例と同様に、条例で定めるべきではないかと考えますが、市の見解を聞きます。

次に、表彰の積極化と合わせて、牛久市の市制施行記念日の問題について、質問いたします。本市の行政、経済、社会、文化の振興を図り、まちの魅力の創造、郷土愛の醸成を進めるために、牛久市の市制施行記念日の取組みをもっと積極的に検討してはいかがでしょうか。

京都市では、1898年にそれまでの京都府知事直轄による市政の撤廃を実現し、市民自らが選任した市長が市役所を開庁。近代における自治権の獲得を実現しました。これを記念し、京都市では毎年10月15日を「自治記念日」として、京都に息づく自治の精神の大切さを再確認するとともに、市政の推進に尽力された方々の功績をたたえ、表彰状の贈呈を行っています。市内の文化・芸術家によるオープニングセレモニーの後、式辞、来賓祝辞等に続き、表彰が行われ

ます。

牛久市では6月1日を市制施行記念日として、10周年記念、20周年記念、30周年記念等の事業を行ってきました。これを表彰の積極化と合わせて、毎年やるかどうかは別にして、もっと活発化、そして条例化したらどうでしょうか。市の見解を求めます。

2、市職員の長時間労働対策と職員数確保（答弁216ページから）

質問の第2は、市職員の長時間労働対策と職員数確保についてです。

NHKの9月13日の報道によれば、新型コロナウイルスの感染が最初のピークを迎えた今年4月前後に、少なくとも1都13県で自治体の職員がいわゆる「過労死ライン」の残業月100時間を超え、中には200時間を超える長時間労働を余儀なくされていたことが分かりました。コロナ禍が長期化する中、長時間労働はコロナ対策を含めた市民サービスに影響するものとして重大な問題となっています。

過労死ラインについては、厚生労働省の行政通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」によれば、法定労働時間の上限である週40時間を超える時間外・休日労働が概ね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1ヶ月間に概ね100時間または発症前2ヶ月ないし6ヶ月間にわたって1ヶ月当たり概ね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価されるとしています。

そこでまず、これらの過労死ライン、時間外・休日労働が月45時間、月80時間、月100時間を超える職員は何人いるのでしょうか。また、それらの人数は職員数の何%になるのでしょうか。20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を追ってご説明ください。

そして、労働時間はどのように管理していますか。私は以前からタイムカードの使用を提言していますが、どのような状況でしょうか。時間外勤務命令はどのようにしていますか。その際、「牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」は時間外勤務を命ずる際の上限として、1ヶ月45時間となっていますが、考慮されているのでしょうか。時間外・休日労働を最大1人で月に何時間労働していますか。牛久市では、長時間労働をなくすために、どのような対策が取られてきましたか。それらの対策は何が有効で、何が足りなかったと考えていますか。

長時間・過重労働は労災・職業病に直結しますが、牛久市役所では疾病又は負傷により取得した休暇の期間が1月を超えている職員の数はどの位でしょうか。先の20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を追ってご説明ください。そして、牛久市では、疾病または負傷をなくすために、どのような対策が取られてきましたか。

安全衛生委員会は、昨年は1回しか開催されなかったと聞いています。その開催回数を20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を追ってご説明ください。「牛久市職員安全衛生管

理規則」によれば、第14条(会議)で「委員会の会議は、年間を通して計画的に開催する」としてありますが、どのような計画が立てられているのか、毎年違うのかも含め、質問します

「牛久市職員安全衛生管理規則」によれば、第6条第1項で安全管理者及び衛生管理者を置くことを定め、第3項で「安全管理者及び衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指示により、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、安全衛生に関する次に掲げる業務を行う。として10項目を挙げています。

安全管理者及び衛生管理者の作業場巡視はどの位の頻度で行われているのか。20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を追ってご説明ください。総括安全衛生管理者は副市長であることは規則に明記されていますが、安全管理者及び衛生管理者はそれぞれ何人、どのように選任しているのか。週1回以上の巡視は予定されているのか。

同様に、「牛久市職員安全衛生管理規則」によれば、第9条(産業医)の第3項で、「産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視し、次に掲げる業務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。」として7項目を挙げています。

産業医による職場巡視はどの位の頻度で行われているのか。20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を追ってご説明ください。そして、産業医は何人選任しているのか。職場巡視はどのように計画されているのか、聞きます。

厚労省は、過労死等防止に関連する国の目標として、2020年までに週労働時間60時間（つまり法定労働時間の週40時間を超える時間外・休日労働が週20時間）以上の雇用者の割合を5%以下にすることを掲げていますが、牛久市ではどのような状況でしょうか。これも同様に20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を追って説明をお願いします。そして、厚労省が打ち出した先の目標に関して、それらを実現するために、牛久市としてどのような対策がなされたのか。

過労死ラインの長時間労働の背景には、職員不足が最も大きく影響しているものと考えられます。1994年の328万人をピークとして、定員「適正化」やアウトソーシングなどにより減り続け、2019年までに、自治体正規職員は約54万人減少し274万人になっています。公務員の数を削減したために、今回のコロナ禍における保健所の機能不全を始め、官公庁のパフォーマンスが低下し、行政サービスが劣悪化する。そのことが人々の怒りを買ひ、それを受けて公務員の一層の削減が進められていく。2000年代以降のこの国は、公共部門をめぐる「負のスパイラル」と呼ぶべき状況に陥っているようにみえるとの指摘もあります。

私は先の9月定例会で、市職員数の変化について質問し、常勤職員が2000年の508人から2015年の341人に減少し、2020年には388人との回答をいただきました。9月1日刊の広報うしくでは、2020年の職員数は総合計357人となっています。

どちらにしても、牛久市職員定数条例第2条(職員の定数)、すなわち議会の事務局の職員6人、市長の事務部局の職員390人、監査委員の事務局の職員4人、教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員140人、農業委員会の職員5人、計545人に対し、あまりにも少なすぎるのではないのでしょうか。ちなみに、この条例は、1956年に制定され、その後、何度も改正されているようですが、1956年制定時と1989年の改正時には職員定数の総数はそれぞれ何人だったのでしょうか。因みに、1956年(1954年に牛久町なった2年後)の人口は約1.5万人、1989年(1986年に牛久市になった3年後)の人口は5.6万人、2020年の人口は8.5万人です。

池辺前市長時代に常勤職員の採用を中断するなど、大幅な職員減少という蛮行を働き続け、それが今に影響しているわけですが、根本新市長になってから常勤職員の採用を復活させてきました。しかし、本年も全体の約6%という大量の定年退職者を踏まえ、この間のペースでは職員数は全く不足し、これからさらに不足状況がひどくなるのではと心配しています。この間の職員採用の状況を知るため、20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を聞きます。職員採用の3カ年ないし5カ年、あるいは10カ年計画のようなものはあるのでしょうか。作成する考えはあるのか。他方で、目標数はどのように算出しているのか。

牛久市の職員募集に人が十分に集まらない事の原因の一つに、給料の問題があると思われます。自治体の一般行政職の給料を同一の基準で比較するのに、構成職員の学歴や経験年数の差による影響を補正して、国家公務員の俸給を100として比較したラスパイレス指数というものがあります。2019年のラスパイレス指数を見ると、牛久市は県内44市町村中44位の94.1、地域手当補正後でも43位の94.1と、どん尻の状況です。しかも、前年よりも指数が1.2下がっているという状況です。初任給等の比較をすると牛久市は必ずしも低いわけではありませんが、どのような給料システムが影響していると考えますか。特に何から改善すべきと考えていますか。また、コロナ禍における雇用対策としても、中途採用も活発化し、職員募集を強化すべきではないのでしょうか。

次に、厚労省が過労死等防止に関連する国の目標として示した、もう一つの目標である2020年までに年次有給休暇取得率を70%以上にすることに関して、牛久市の年休取得率を、20年前、15年前、10年前、5年前、1年前と経緯を聞きます。そして、改善策を聞きます。(計画的付与は、5日を超える分を労使協定で)

最後に、障がい者雇用について質問します。先の広報うしくによれば、牛久市は2019年度、障がい者の全職員に占める雇用率が1.61%と、法定雇用率の2.5%を下回り、教育委員会においては1.21%で、両方を合算すると1.51%と、大幅に下回る違法状態です。その原因と対策を聞きます。また、雇用義務違反でどのような罰則になるのか、改善指導はあったのか。さらに、

障害の内容は、身体障害、知的障害、精神障害の比率はどうなっているのか、質問します。

厚労省は昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律を改正し、「国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するとともに」と、率先するよう強調し、障害者活躍推進計画の作成を指示しました。2021年3月1日より、法定雇用率が0.1%上がり、地方公共団体は2.6%になり、精神障害者の20時間以上30時間の週の所定労働時間の方のカウントは0.5から1に上がります。牛久市の障害者活躍推進計画の進捗状況を聞きます。

〔答 弁〕

1. 牛久市の表彰制度と牛久市市制施行記念日（1986. 6. 1）

(1) 名誉市民と市民栄誉賞の受賞者数、その表彰理由

現在、牛久市名誉市民は1名で、元茨城県議会議員であった横田榮一氏が、平成11年7月21日に受賞されております。表彰の理由としては、牛久市選挙区選出の県議会議員として9期つとめ、永年にわたり市政と直結する極めて強力なパイプ役として、牛久駅東西の開発事業、都市計画街路の整備、筑波南桂及び奥原工業団地の造成などの人口増加と都市化が著しい当市の大事業にその手腕を遺憾なく発揮され、今日の牛久市の繁栄に偉大なる足跡を残されたことによるものです。

そして、牛久市市民栄誉賞は2名で、1988年に開催されたソウルオリンピックレスリング競技で金メダルを獲得した小林孝至氏と、大相撲平成29年1月場所で14勝を挙げて初優勝し、第72代横綱に昇進を果たした稀勢の里関（現、荒磯親方）です。

贈呈の理由は、両氏ともに、スポーツ分野において歴史に刻まれる偉業を達成したことにより、国民全体に深い感動をもたらし、牛久市民、特に青少年に大きな夢と明るい希望を与えたことによるものです。

(2) 名誉市民と市民栄誉賞の違い

名誉市民の対象者は、本市に居住し、若しくは居住していた者又は本市に関係の深い者で、地方自治及び産業文化の振興又は社会福祉の増進に貢献し、その功績が卓越である者、市民が郷土の誇りとして尊敬に値すると認められる者に対し、贈ることができることとなっております。

そして市民栄誉賞の対象者は、本市に居住し、若しくは居住していた個人、並びに本市に関係の深い個人及び団体で、牛久市民に夢と希望を与え、社会に進歩と活力をもたらし、広く市民に敬愛されるものに対し、贈ることができる、それぞれの条例で定められております。

ご質問の名誉市民と市民栄誉賞の違いにつきましては、先ほど述べましたとおり条例に規定されている文言では具体的にその違いをお示しすることは難しいですが、先の質問にもお答えしましたように、これまでの受賞者を見ますと、名誉市民には「平成11年に元茨城県議会議員 横田榮一氏」が、市民栄誉賞には「1988年（昭和63年）ソウルオリンピックのレスリング フリースタイル48キロ級に出場し、金メダルを獲得した小林 孝至 氏」、そして「2017年（平成29年） 横綱 稀勢の里関」が受賞しております。

この受賞者を見ましても、名誉市民については長年の功績や業績の継続性といったことを勘

案しての受章であり、そして市民榮譽賞については、偉業を成し遂げたことなどに対して、タイムリーに榮譽を称えるといったことを考慮しているものと考えます。

なお、名誉市民は「個人」に、市民榮譽賞は「個人ばかりでなく団体」も対象となっており、選考方法についても、名誉市民は「議会の同意が必要」となっておりますが、市民榮譽賞は議会の同意は必要なく、最終的には庁議にて決定することとなっているなど、いくつかのこのような違いがあります。

(3) 牛久市表彰規則に基づく一般功労表彰、自治功労者表彰、善行表彰、職員表彰の、4種類の表彰の現状

当市では、市政の振興に寄与し、又はその徳行(とっこう)が市民の模範となる者を表彰することで市政の進展を図るため、一般功労表彰、自治功労者表彰、善行表彰、職員表彰の4つの表彰制度を設けるとともに、市政への功労に対する感謝の意を表(ひょう)し広く顕彰(けんしょう)するため感謝状の贈呈を行っております。

一般功労表彰は、地方自治の進展、社会福祉の増進などの功績のあった個人や団体を対象としており、行政区長としての任期が満10年を超える者や、いきいき茨城ゆめ国体空手道競技出場選手などを表彰しており、平成30年度は2件、令和元年度は13件の表彰を行いました。

自治功労者表彰は、市長や副市長、市議会議員や教育委員会委員、監査委員などの職にあった者の功績を称え、退任・退職時や逝去の際に表彰しております。平成30年度は4件、令和元年度は28件の表彰を行いました。昨年度は市議会議員の任期満了に伴い対象者が増えたため、一昨年度に比べ表彰者数が増加しております。

善行表彰は、善行や業務の精励について市民の模範となる市民や団体、市の公益のため多額の金品(個人で50万円以上、法人で100万円以上)を寄附した個人や団体などを対象としており、貴重な文化財の寄附や永年にわたる環境美化活動に尽力した者などについて、平成30年度は3件、令和元年度は2件の表彰を行いました。

職員表彰は、当市の職員を対象とする、業績表彰及び永年勤続表彰であり、職務成績が優良で、満20年以上勤務した職員や、交通事故被害者に対し人命救助をおこなった職員などに対し、平成30年度は5件、令和元年度は10件の表彰を行っております。

また、感謝状についてですが、行政区長、牛久市民生委員児童委員、PTA会長などの表彰規定に準ずると認められる者に対し感謝の意を表(ひょう)するため、平成30年度に131件、令和元年度に158件の感謝状を贈呈しております。

(4) 一般功労表彰の対象、地方自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、産業の振興、

教育・文化・体育の向上、その他特に功績が顕著なものへの表彰の活発化

まず、牛久市表彰規則による表彰者の選考の手続きについて申し上げますと、各部の長 若しくは執行機関の代表者又は議会の議長の内申に基づき、表彰者を決定しております。

ご質問にありますとおり、一般功労表彰の対象者については、地方自治や社会福祉、保健衛生、産業振興、教育文化といった分野になっております。このように多岐にわたる分野において受賞機会が広く与えられているにも関わらず、偏った分野の受賞者にとどまっている現状に鑑み、特に今年はコロナ禍で懸命に活動されている方々のご労苦など、そのような潜在的な対象者の発掘に努め、広く市民に周知するとともに、何よりも対象となる方々の今後の活動の励みにしていただくよう、制度の趣旨を再確認し、全庁的に、そして定期的に表彰制度について周知し、各部署より内申がしやすい環境づくりに努め、表彰の活発化につなげてまいりたいと考えております。

(5) 牛久市表彰規則の条例化

牛久市表彰規則は、旧規則である「牛久市ほう賞規則」の全改正に伴い、表彰項目の明確化、善行表彰の制度化、感謝状贈呈に関する規定の新設などの改正が加えられ、平成7年6月に制定された規則となっております。

各表彰及び感謝状の贈呈については、規則に基づき多くの方を対象にして幅広く行っておりますが、表彰等をさらに活発化することにおいては、規則の条例化についても、市民の市政振興に対する意識の向上や市民の活動意欲がより活性化することに繋がり、市民の協働・協創によるまちづくりを推進する有効な手段の一つであることから、今後、他市の状況なども踏まえ、条例化について検討してまいりたいと思います。

(6) 市制施行記念日の意義と活発化・条例化。

- ・これまで牛久市の式典は10年に1回。京都市では、毎年「自治記念日」として市民としての意識を高める記念日として開催。毎年は別として、10年に1回は少なすぎるため、市制施行を市民自身が市民としての誇りや意識する記念日として、5年に1回程度開催してもよいと思う。市として、市制施行日を大事にすることを目的に、予算はかけずに式典は開催できると思う。

市制施行（記念）日の意義につきましては、市民とともに、牛久市が歩んできた軌跡を振り返り、歴史を知るとともに、これからの未来に向けて歩みを進める機会として、そして あらためて郷土への誇りを感じ、愛着をさらに高めるきっかけとなる大変 意義深い日であると認識しております。

牛久市の市制施行日における、これまでの記念式典の開催状況は、平成8年に10周年記念の式典を開催している以外は、式典としては開催しておりません。

平成18年の市制施行20周年の際には、広報うしく6月1号を特集号として、写真や統計などにより20年のあゆみを市民の皆さんにお知らせするとともに、様々な団体の総会等に市長が出向き、功労のあった方々およそ550名に対して、感謝状を授与させていただきました。

そして、平成28年の市制施行30周年の際には、広報うしく6月1日特集号で、牛久を支える人たちへの特別インタビューとして、商工会長、区長会長、消防団長、校長会長に取材をさせていただき、牛久のまちについての思いを語っていただきました。また「牛久のいいところ」と題して、市長と市民が座談会を開催し、その様子を掲載したほか、うしくかっぱ祭りやうしく現代美術展など、市制施行30周年の記念イベントとして、様々な特別企画を実施しております。

県内32市の市制施行記念式典の周年行事の開催状況を確認したところ、5年ごとに開催している市もありましたが、10年ごとに開催しているところが多く見受けられました。

牛久市としては、令和8年6月に市制施行40周年を、もしくは令和18年6月に市制施行50周年の記念式典を盛大に開催することを目標に、10年ごとの節目として記念式典が開催できる準備を進めてまいりたいと考えております。

また、表彰に関しては、多くの自治体では記念式典の中で市政功労者表彰等の記念表彰を行っていますが、10年ごとの記念式典の開催では期間が長くあいてしまうことから、他市では表彰に特化した式典を市制施行の記念式典以外で毎年開催している自治体もあります。このような状況から、表彰される方々の功績をたたえ、多くの方がその功績を知り、市民の励みとなる機会のひとつの手段として記念式典の開催がふさわしいのかどうか等、他市の状況も含め検討してまいりたいと考えております。

ご質問の市制施行日の条例化についてであります。県内32市に確認したところ、つくば・常陸大宮・小美玉の3市が条例化しておりました。周年行事に捉われることなく、毎年6月1日の市制施行日には、市民に特別な日であることを再認識していただき、郷土の先人たちの歩みを振り返り、感謝する日として、また市内内外に向けて牛久市のまちを発信する絶好の機会ととらえ、条例化することの意義は大きいものと思われまますので、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

2. 市職員の長時間労働対策と定数確保

(1) 時間外・休日労働が月45時間、月80時間、月100時間を超える職員の数と割合、労働時間管理と時間外勤務命令の方法、対策の中身、有効な対策と課題

労働時間の管理方法につきましては、出勤簿、休暇簿や振替・代休管理簿、時間外勤務命令簿などのデータを、人事給与システムに入力し管理しており、時間外勤務は、所属長等が命じ、時間外勤務命令簿に記載しております。

長時間労働対策といたしましては、毎週行っているノー残業デイの取り組みや、管理職員に対する業務効率化や時間外削減依頼、ヒアリングなどを行っておりますが、長時間労働の削減の効果が目に見えて表れているとは言えない状況となっております。

また、対策の一つでもある常勤職員数の増員につきましても、新規採用が採用予定数に達しない状況が続いております。

しかしながら、今後も引き続き時間外勤務の縮減に取り組み、職員の仕事と生活の調和を図れるよう努めてまいります。

(2)療養休暇が1か月を超える職員数と対策

長期にわたる療養休暇などを職員が取得した場合には、これまで所属する課等の長の意向なども確認しながら、流動体制や会計年度任用職員の任用などの対応を検討してまいりました。

今後は、今議会に上程させていただいております臨時的任用職員の任用なども、見込まれる休暇期間によっては選択肢の一つとなると考えております。

また、精神的な疾患を理由とした療養休暇の場合は、可能であれば休暇を取得した職員からの聞き取りなども行いながら、傾向の把握と対策の検討などを行っております。

(3)安全衛生委員会の開催状況と開催計画

安全衛生委員会の開催状況につきましては、これまで、年1回程度の開催にとどまっております。

今年度は、9月に開催し、合計4回の開催を計画しておりますが、早期に労働安全衛生法に則った開催を目指してまいりたいと考えております。

(4)安全管理者及び衛生管理者の人数と選任方法、週1回の作業場巡視の現状と計画

安全管理者、衛生管理者の人数につきましては、2名ずつとなっており、選任方法は安全管理者、衛生管理者とも2名のうち1名は、職員組合からの推薦に基づき選任しております。

また、安全管理者、衛生管理者が行う作業場等の巡視については、現在十分に行われている状況ではございませんので、他市の状況なども調査を行い、見直しを図ってまいりたいと考えております。

(5) 産業医の人数と月1回の職場巡視の状況、計画

現在選任しております産業医は1名となっております。

また、今年度の職場巡視の計画につきましては、今後3施設を予定しております。

(6) 国の過労死防止の目標「2020年の週労働時間60以上労働者の割合を5%以下にする。」の達成状況と対策

厚生労働省で定める「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において目標とする「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」という目標については、昨年度については達成できておりません。

昨年度達成できなかった要因としましては、国政選挙、市議会議員選挙、市長選挙が重なったことや、本年3月には新型コロナウイルス感染症対策業務による業務増などが挙げられます。

今年度は、10月末現在で4.75%という状況であります。今後も引き続き時間外勤務の削減に取り組んでまいります。

(7) 長時間労働の背景としての職員不足の認識。人口増に逆行する定数減の状況

時間外勤務が多い職場の背景には、職員数の不足も要因の一つとして認識はしております。

そのため、不均衡な年齢構成の解消を図りつつ職員の増員を図っているところではございますが、ここ数年、予定していた人数の採用が行えていない状況となっております。

今後も定年延長の動向も注視しながら、必要な職員の計画的な採用を行ってまいりたいと考えております。

職員の定数につきましては、市制施行前の定数条例の職員の定数は、町長の事務部局の職員 350人、農業委員会の事務部局の職員 5人、教育委員会の事務部局の職員 41人、教育委員会の所管に属する学校の事務部局及び幼稚園の職員 90人となっておりますが、平成元年の改正により、議会の事務局の職員 6人、市長の事務部局の職員 390人、監査委員の事務局の職員 4人、教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員 140人、農業委員会の職員 5人となり、現在に至っております。

(8) 職員採用のこの間の状況と、中長期計画（3ヵ年、5ヵ年、10ヵ年）、目標数の算出根拠

職員の採用状況につきましては、別紙で提出した内容のとおりとなります。

今年度の職員数としては、357名であり、将来的な採用計画といたしまして、3年後には19名、5年後には17名、7年後には15名の採用を予定し、職員数の目標を390名とし

ています。

この目標とする職員数は、定年を迎え退職する職員数と新たに採用する職員数を基本に算出し、人口と産業構造の2つの要素を基準として各自治体が区分けされた「類似団体」の中から近年合併していないなどの条件の類似した市の職員数を参考にしながら、検討し設定した人数となります。

(9)職員募集対策、ラスパイレス指数が県内最低の給与水準と改善策。中途採用の活発化

職員採用試験における受験者確保のため、これまで試験案内を広報紙や市ホームページで掲載しておりましたが、平成28年度からコンパクトに採用情報を確認できるリーフレットやポスターを作成して募集を実施し、毎年度、広報政策課の協力を得て、採用案内等を見直すことでより見易いものへと改善を図っております。

また、受験者をただ待つのではなく、大学等へ出向き就職支援担当者へ説明し、採用案内を配置してもらえるよう依頼するなど積極的な募集対策を実施しております。

また、県内で44番目となったラスパイレス指数の改善策といたしましては、条件が類似する市町村との比較検証などを行った結果、来年度より管理職に該当しない副参事職の運用を再開しラスパイレス指数の改善を図ってまいります。

次に、職員の中途採用につきましては、今年度においては、これまで公務員経験者に限定しておりました経験者枠を民間企業等経験者として、就職氷河期世代や新型コロナウイルス感染拡大により失業等となった者へ受験の機会を設けて実施しております。

今後においても募集状況や社会情勢等を注視し、他の事業所での経験を市政に活かすことを目的とした募集について検討して参ります。

(10)国の目標の年次有給休暇取得率の状況と改善策

有給休暇取得率の状況につきましては、今回資料提供により総務省で行っている勤務条件調査で報告している数字でお示しているところではありますが、厚生労働省で定める「過労死等の防止のための対策に関する大綱」でいう有給休暇所得率と総務省に報告している有給休暇取得率では算定方向が異なっており、厚生労働省では、分母に有給休暇の繰り越し分を含まず、総務省では繰り越し分も分母に算定し計算することとなっております。

厚生労働省の算定方法により算出した有給休暇取得率は、平成22年度 57.0%、平成27年度 43.4%、令和元年度 46.6%となりますが、いずれにせよ、厚生労働省の定める目標である70%には達しておりません。

これまでも、ワークライフバランスの推進として、計画的な有給休暇の取得促進通知や、年

末年始の休暇取得促進通知などを発出し、休暇取得の促進を図っておるところではございますが、今後もそれらの継続や職員の増員など休暇の取得しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

(11)障がい者雇用率の法定以下の原因と対策、罰則、改善指導。身体、知的、精神の障がいの比率

本年6月における当市の障がい者実雇用率は、1.51%となっており、法定雇用率は2.5%であることから、0.99%下回っており、法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障がい者数が6名となっております。

これは、今年度から新たに会計年度任用職員制度が施行され、障害者雇用率の算定基礎となる職員数に会計年度任用職員を計上したことによる結果となります。

法定雇用率を達成していない民間企業等の事業者には、定額の納付金が徴収されることとなりますが、地方公共団体は、納付金は免除されるものの、雇用率達成に向けた障がい者採用計画の策定、法定雇用率の達成に向けた指導を経て、一定の改善がみられない場合は適正実施勧告を受けることとなります。

現在、茨城労働局及び龍ヶ崎公共職業安定所から法定雇用率の改善に向けた指導を受け、常勤職員だけでなく、会計年度任用職員の任用を含めて、市として任用可能となる職を整理しつつ、募集を行っている状況となります。

また、当市職員の各障がい種別の割合は、身体が67%、精神が33%であり、療育手帳を所持する職員はおりません。

(12)「障害者活躍推進計画」の進捗状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく計画の策定状況についてですが、牛久市障がい者活躍推進計画として策定が完了し、市ホームページにも掲載しております。

[15番 須藤京子議員]

こんにちは。市民クラブの須藤京子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

最初の質問は、高齢障がい者の福祉サービスについて、であります。（答弁225ページから）

障がい者福祉は、国の示す障害者総合支援法に基づき、市町村が障害福祉計画を策定し、多様化・複雑化する障害福祉の課題解決に向けた様々な施策展開が行われてきました。しかしながら、その障がい福祉サービスの提供にあたっては、障がい者が65歳に到達すると障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっています。いわゆる「65歳の壁」と言われるものです。

今回は、障がいのある方が高齢者となったとき、65歳以上の高齢者が障がいを負ったとき、それぞれの福祉サービスについて、質問いたします。

まずは、(1) 高齢障がい者の障害福祉サービスと介護保険制度の関係性を確認したいと思います。

1点目は、障がい者が65歳以上となったときのサービスの変更点は何か。

2点目は、介護保険制度優先がもたらす影響として、それまで受けていた障がい福祉サービスは同程度維持できるか。

3点目は、障がい福祉サービスと介護福祉サービスでは利用料負担が違うが、利用状況への影響は出てくるか。

4点目は、障がい福祉サービスを担当する相談支援専門員と介護保険サービスを担当する介護支援専門員が別の事業所の場合の連携は、どのようになっているか。

以上について、ご答弁ください。

では、次に、(2) 65歳を超えて障がいを負った方への支援について、であります。

65歳以上の高齢者が、病気や事故等により障害を負った場合、元々介護保険サービスを利用していた方、あるいは利用していなかった方、それぞれあると思いますが、障がい福祉サービスがどのように給付されるのか、確認したいと思います。

1点目は、障がい者手帳交付時の対応について、障がい特性に由来する福祉サービスについての説明、介護保険サービスとの関係性等、どこがどのように説明し、福祉サービスが提供されるよう整えていくのか。

2点目は、障がい福祉サービスを利用するにあたっての障害支援区分を認定する際、65歳未満であった場合との認定の相違点は、あるのか。支援量に差は出てくるのか。

3点目は、支援区分及び支援量の見直しは介護保険サービスにおける見直しとの関係では相違点はあるのか。

以上について、ご答弁ください。

最後に、(3)障がい福祉・介護福祉事業所の整備状況について、であります。

障がい者や高齢者が居宅での介護サービスを受ける場合、制度の違いにより65歳未満の障害者は居宅介護、65歳以上は訪問介護と呼び名も変わり、サービス体系も変わります。最近、訪問系の福祉サービス提供事業者が、介護人材の不足から撤退する事態も生じていると聞いています。通所系や施設系の福祉サービスに流れているともいわれています。

牛久市でも高齢障がい者が利用していた事業所が訪問系から撤退し、これまで同様のサービスを受けるために、大変苦勞したとの話を伺いました。障がい支援区分の支援量は確保されていても、そのサービス提供事業所がないのであれば、障がいのある方の日常は守られていきません。

そこで、1点目、居宅系障がい福祉あるいは介護福祉サービスの提供事業所の現状はどうなのか。市として事業所の動向は把握しているのか。

また、社会的にも問題となっている福祉人材の確保策および養成の必要性について、市として積極的に解消策を講ずる考えはないか、ご答弁ください。

次に、児童発達支援センターの整備について、質問いたします。(答弁226ページから)

障がい等により特別な発達支援を必要とする児童が身近な地域で安心して生活できるよう必要な施策を実施すると、市は、第2期子ども・子育て支援事業計画に基本施策⑩に位置付けています。その施策を展開する上で重要な拠点となっているのが、子ども発達支援センターのぞみ園ということになります。しかしながら、現在ののぞみ園では、児童発達支援センターとしての機能は果たしているとは考えるものの、児童福祉法改正により市町村による整備が求められる児童発達支援センターたりえていません。そこで、今後について、市の見解を伺うものです。

まず、子ども発達支援センター「のぞみ園」の置かれている現状と課題について、確認いたします。

1点目は、現在の利用者数など、利用状況はどうか。

2点目は、のぞみ園がニーズに応えられない課題点として挙げられるものは何か。

以上について、ご答弁ください。

次に、(2)児童発達支援センター整備の今後について、であります。

児童発達支援センターとしての整備の必要性は、市としても認識していることと思います。

議会でも、この問題については同僚議員も同様趣旨の質問もしているところです。

今後、市として、拠点施設として整備いくことについての市の見解をお聞かせください。また、施設整備とともに重要な点が人的配置の拡充と人材の確保となります。現在、運営については、指定管理者の牛久市社会福祉協議会が行うものではありませんが、契約の見直し、指定管理料の再検討が行われなければなりません。それなくしては、児童発達支援センターとはなり得ないからです。その点についても、合わせてご答弁ください。

最後に、固定資産税評価替えに伴う土地鑑定評価業務について、質問いたします。（答弁227ページから）

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。したがって、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋については3年毎に評価額を見直す制度がとられています。令和3年度は、評価替えの年度にあたり、不動産鑑定士による土地鑑定業務が行われたところです。

そこで、まず、(1)土地鑑定評価業務の現状と問題点についてであります。

うしくしの土地鑑定業務は、市内業者に限定しての随意契約ですが、市内業者に特化した随契となった経緯をご答弁ください。

国および地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり、随意契約は法令の規定によって認められた場合にのみ行うことが出来るものとなっています。牛久市が鑑定業務を随意契約としていることは、牛久市契約規則、契約規程に照らしてどう判断しているか、ご答弁ください。

随意契約を結ぶにあたっては、見積書の徴取が必要となりますが、今回の随意契約に向けた見積書の徴取はどのように行われたか。また、見積書に時点修正作業を含めているが、その理由は何か、ご答弁ください。

見積書は業者ごとに内訳書の内容に相違点があり、それに由来する金額には当然違いが生じますが、見積書の「鑑定評価報酬の内訳書」の相違点をどう判断したのか、ご答弁ください。

また、内訳書の内容の違いを踏まえ、予定価格へと決定したのか、ご答弁ください。

次に、業務委託の在り方と見直しについてであります。

固定資産税評価替えは、県内44市町村で行われていますが、鑑定業務の契約の違い及び金額についての情報収集はしているか、契約金額の違いを把握しているか、ご答弁ください。

最後に、現在の委託契約を見直すことについての市の見解を伺います。

牛久市の現在の業務委託契約は県内でも牛久市のみで、特殊といえます。

随意契約の全般にわたっての見直しについては、総務省でも提唱されているところでもあります。牛久市として県内で唯一の限定的な随意契約を取っている状況について、見直しする考えはないか、ご答弁ください。

〔答 弁〕

1. 高齢障がい者の福祉サービスについて

(1) 高齢障がい者の障害福祉サービスと介護保険制度の関係性

障がい者は、65歳に到達月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定により、介護保険サービスの利用が優先となります。しかし、介護保険サービスに障害福祉サービスと同等のサービスが無い場合や、サービスの量が不足する場合においては、市が認めた場合において、障害福祉サービスを引続き利用することが可能となっております。65歳になった場合でも、サービスの利用の減少につながることはありません。

次に費用負担についてですが、障害福祉サービスについては、利用者負担は1割ですが、介護保険サービスの利用者負担は、所得に応じて1割から3割の負担となっておりますので、所得の状況によっては負担増になる場合もありますが、高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度により、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合には、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに類似する介護サービスの利用者負担額が償還されますので自己負担増には影響を及ぼしません。

なお、相談支援専門員と介護支援専門員は、どちらも利用者の日常生活全般を支援する観点に立ってサービス利用計画を作成するため、それぞれが別の事業所であっても連携しており、両制度をうまく活用しながら、利用者が切れ目なくサービスを受けられるよう支援しております。

(2) 65歳を超えてからの障がいを負った方への支援

65歳を超えてから障がいを負った場合、介護保険サービスが優先されることとなりますが、一概に介護保険のみの利用に制限されるものではありません。障害福祉固有のサービスには、行動援護、同行援護、自立訓練、就労継続支援などがあり、市が必要と認めた方については、障害支援区分認定を経て障害福祉サービスが支給されることとなります。

あらたに障がいを負った方は、急激な変化のなかで、混乱が生じ、複雑な制度については理解が難しい場合があります。手帳交付時には、ガイドブック等を用いて、丁寧に説明をするとともに、65歳以上の方があたかも介護保険の利用が制限されるという誤解を与えることのないよう、障がい者本人への案内のみならず、相談支援専門員や介護支援専門員などの福祉従事者に対しても丁寧に説明してまいります。

現在、牛久市の65歳以上の障がい者で、障害福祉サービスの支給を受けている方は、38名おり、そのうち障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している方は9名となっております。

ます。

障害福祉サービスについては、障害支援区分に関わらず、ケアプラン等に基づき、適正量を支給しております。サービスを希望する場合、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、介護保険優先という一律の対応はせず、丁寧な聞き取り等から、必要とされるサービスを把握し、適切なサービス支給に努めてまいります。

(3)障害福祉・介護福祉事業所の整備状況

現在、市内では、障害福祉サービスの居宅介護サービスを提供する事業所が8か所、介護保険サービスを提供する訪問介護事業所が16か所あり、利用者数の令和元年度の実績では、一か月あたりの平均で見ますと障害福祉サービスが63名、延べ988件、介護保険サービスは314名、延べ7,203件となっています。

居宅介護サービスは、障がい者や高齢者が地域生活を送るうえで、不可欠なものでありますが、サービスの担い手である、ヘルパー人材不足は全国的な問題となっており、本市においても、ヘルパー人員の不足等の理由により、事業所が休止する例があり、ヘルパー人材の確保は重要な課題の一つとなっております。

こうした課題に対しては、介護保険事業の一環として、地域の人材育成を目的とした「地域介護ヘルパー養成講座」を牛久市社会福祉協議会に委託し、介護人材のすそ野を広げる活動を、引き続き実施していくとともに、新規事業者の参入を促すなど、サービス提供体制の確保に努めてまいります。

2. 児童発達支援センターの整備について

(1)子ども発達支援センター「のぞみ園」の現状と課題

こども発達支援センター「のぞみ園」の令和2年11月1日現在の登録者数は142名、1日の平均利用者数は16.4名という状況です。令和元年度の実績は、登録者数180名、利用者数175名、延べ4,628名の利用者があり、平成27年度からの5年間で、登録者数及び利用者数が最多となりました。今年度も最終的に昨年度と同程度の登録者及び利用者数を見込んでいます。

利用者数の増加に伴い、十分な個別指導の時間が取れないこと、指導室の不足の他、医療的ケア児の受入れ、ひとり親家庭への対応等、多様化するニーズへの対応が運営課題となっております。

このような課題解決に向けては、多様化するニーズに対応できる専門職の人員確保や、体制の整備、指導室不足のような設備上の課題解決が必要と考えております。

(2) 児童発達支援センターとしての整備

児童発達支援センターの整備予定についてですが、平成30年度から令和2年度の3か年の計画目標を定めた、牛久市第5期障がい者福祉計画・牛久市第1期障がい児福祉計画においてセンターを1箇所、整備することを目標として掲げております。これまで、設置候補地の選定、建設費等の財源確保、運営基準を満たすための必要な職種、人員の確保方法、設備基準等の様々な事項の検討を重ねておりますが、現状で、整備時期につきましては、明確にお答えすることができません。必要な施設として、整備に向けて検討を行っておりますのでご理解をお願い申し上げます。

3. (1) 土地鑑定評価業務の現状と問題点

① 市内業者に限定しての随意契約となった経緯とその理由

当市の入札や契約につきましては、競争性によって担保される公正な価格を実現し、地場産業育成の観点から市内業者を優先的に参加できるように配慮しています。

市内業者に特化した契約の経緯ですが、当市の不動産鑑定業務の有資格者名簿に登録されている登録業者が市内に2者のみであり、市内に事務所を開設し、市内在住者であるため当市の地価事情に精通していること、随意契約により契約を行っている県内市町村平均価格の概ね(おおむね)7割の額で契約でき、継続的に業務を委託しているため、情報の蓄積がある等の理由から市内事業者2者と随意契約を締結しました。

当市でも過去に競争入札により契約を行った時期もありますが、当市の地価事情に精通していない業者と契約したことにより、情報交換や価格調整等の作業が困難を極める事例もありました。固定資産税評価のための鑑定には、地域性の把握が必要となり、前回評価時点から今回評価時点までの地域推移を把握し、それを考慮した価格算定が重要となります。また、同一市内であったとしても地域ごとに地価変動は異なるため、精密な地価変動の査定は、当市の地価事情に精通していることが望ましいと判断し市内業者を選定致しました。

② 市内業者に限定しての随意契約となった経緯とその理由(牛久市契約規則、契約規程に照らしてどう判断しているか)

今回の随意契約は、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び牛久市契約規程第33条第2号「前工事等に引続き施行される工事等で、同一履行者に履行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な履行が確保できる等有利と認められる場合」に該当するとみなし、

市内事業者2者と契約しています。

契約締結につきましては、公正性・経済性・確実性・透明性を重要視しておりますが、例え、公正性・透明性が高くとも、目的に適った(かなった)履行の保証(確実性)がなければ、品質の伴った成果物の納入という業務委託の目的を達成することができないものと判断しております。

② 予定価格設定にあたっての見積書の徴取

見積書の徴取は、契約を行った市内事業者2者のみだけではなく、当市の有資格者名簿から不動産鑑定業務に登録のある県内業者3者からも見積書を徴取しました。継続して契約している市内事業者2者との価格の検証を行うため2者以外に見積り依頼をし、価格の参考としました。

5者から見積りを徴取することにより、随意契約を行った2者の見積価格が他者より安価であることも確認できました。

また、見積書に時点修正業務を含めた理由ですが、時点修正業務は、毎年7月1日の価格を翌年度の固定資産税の評価額へ反映させるため、国の公示価格や県基準地価を補完するものとして本鑑定業務同様に市内全地点の調査を委託しています。本鑑定業務とあわせて契約することにより、受注者は、地価の動向や経済情勢等を継続して注視することができ、より正確な成果物を納入することができると考えております。さらに、発注する市においては、事務の効率化が図れ、コスト削減につながるため本鑑定業務と合わせて契約を行いました。

③ 見積書の「鑑定評価報酬の内訳書」についての捉え方と金額の妥当性

不動産鑑定業務には公的な業務単価がないため、

類似した公的業務単価が設定されている設計業務の主任技師単価を用いて算出している業者や国の地価公示や県の地価調査業務の単価を根拠としている業者など内容に違いが生じているものと認識しています。

④ 予定価格の決定プロセス

見積書の内訳書の内容に相違点は見られましたが、いずれの内訳書も国土交通省から示されている「不動産鑑定評価基準」第8章鑑定評価の手順に沿った内容となっており、適正に算出されていると判断し、その見積書の価格を比較して最低価格を予定価格として用いました。

3. (2) 業務委託の在り方と見直し

①県内各市町村の鑑定業務の契約の違い及び金額についての市の見解

令和元年度の鑑定評価業務委託の契約執行にあたり、事前に県内全市町村の過去の契約方法や契約金額等の調査を行いました。その結果、前回（平成30年度）評価替え契約分ではありませんが、県内各市町村の契約方法は指名競争入札8市町、随意契約が36市町村となっております。

契約金額については、いずれも前回契約時の本鑑定業務と時点修正業務を合わせた1地点当たりの平均価格ではありますが、指名競争入札が税込（8%）48,511円、随意契約が税込（8%）86,080円となっております。当市の今回の契約金額は税込（10%）64,900円と随意契約をしている市町村の平均価格の概ね（おおむね）7割程度と把握しております。

②現在の委託契約を見直すことについての市の見解

随意契約の見直しについてですが、競争入札による契約が基本であることは承知しておりますが、固定資産税評価は市民の皆様にお願ひする税金であると同時に行政組織の信用・信頼に直接影響を与える業務であるため先ほども答弁いたしましたように正確な納品物を求めるため、当市に事務所を構え、当市の地価事情に精通している業者を現在は選定しております。

今後、該当する2者以外にも当市の地価事情に精通するような業者が現れるなど、成果物の品質が担保される状況になれば、競争入札での契約へ見直しも可能であると考えております。引き続き本業務委託について、調査検討して参りますのでご理解賜りたく存じます。

〔5番 山本伸子議員〕

1. コロナ禍での事業の再開に向けての動きと支援 （答弁233ページから）

（1）外国人への支援としての日本語教室の現状と今後について

在在勤の外国人にとって日本語を習得することは暮らしていくうえで必須であり何より仕事をしている人には毎日の生活に直結することから、日本語教室の中止が続いているのを心配する声も耳にいたします。日本語教室は日本語を学ぶことはもちろんですが、外国人の方たちの情報交換の場でもあるといいます。日本語教室が中止になって以降どのような検討がされたのか、今後再開に向けての課題などについてお尋ねいたします。

情報が届きにくい外国人の感染拡大もメディアで言われております。国際交流協会として外国人への情報提供はどのような手段で行っているのか、また相談体制について伺います。

（2）とくとく市の現状と今後についてまた農家への支援について

毎月1回青果市場で行われている「とくとく市」を楽しみにしている市民も多く、朝早くから出かけていく人も見かけます。とくとく市に出荷している農家のなかには、自分たちで青果市場まで運べない人たちもいることから行政が軒先集荷をして支援をしているとも伺いました。まさしく官民が協力して行っている事業であると思うところですが、とくとく市の事業の目的と今までの成果などについて、そして再開に向けてどのような検討がされ、また課題があるのでしょうか。

コロナ感染症の農業者への影響はどうでしょうか。学校給食が休校に伴い中止になったこと、休校やテレワークで家での食事が増えたことなど、新しい生活様式が生産者へ及ぼした影響などについて、そして市の支援についてお尋ねいたします。

（3）学習支援としての放課後カッパ塾が再開するまでに検討されたこと及び再開に際しての対策について

休業に伴う学習の遅れについては、各家庭の事情による格差もあることが懸念されており、その意味でも放課後かっぱ塾の存在は大きいものがあると思うところです。しかしながら、11月まで中止となったのはどうしてなのでしょう。この間どのような検討がされてきたのか伺います。

また、再開にあたってかっぱ塾の指導員と生徒、保護者へ感染対策についてどのような指導が行われたのか、そして学校との連携についてお尋ねいたします。

2. 新たな都市計画マスタープランの策定に向けて （答弁235ページから）

（1）現在のマスタープランのまちづくりの構想と方針

現在のマスタープランに基づくまちづくりの構想と方針について伺います。

マスタープランの目的として、市の収入源である税収の保持、超高齢社会への対応、地域コミュニティの維持・再生、循環型社会の構築を進めることが言われております。この点について目的がどの程度達成されたのでしょうか。

①中心市街地の活性化（牛久駅東口の再整備）の成果と課題

牛久駅東口については通り過ぎるだけの駅前ではなく、日中も市民が集える広場として整備するとなっていますが、この整備にかかった今までの総経費の金額、そして広場としての利用の現状はどのようでしょうか。また駅前広場を利用するにあつては道路と公園との区分が混在していて手続きが煩雑であるとの話もありますが、区分の整理がどのようになっているのかお尋ねいたします。

東口駅前広場に関しては、広場から連携してのけやき通りやぶどう園通りなどの再整備や牛久シャトーをつなぐ空間づくりが課題としてあろうかと思えます。電線を地中化し駅前広場をレンガ造りにしたのは、駅の東口からシャトーへと続くプロムナードとしての環境整備の第一歩として行われたものと認識いたしますが、駅前で終わっているその先をどうするのか、日本遺産に認定され交付金などを使ってハード面の整備ができるのかという構想について伺います。

②歴史、文化、緑を活かした景観形成とネットワークづくり（牛久沼周辺地区）の成果と課題

牛久らしいまちづくりを進めるとして、自然や文化の要素を活かし、牛久らしい景観を軸としたネットワークづくりが述べられております。この間どのような整備が進められたのか伺います。

牛久沼周辺地区は来年度住井すゑの文学館もオープンし、雲魚亭と共に文化人の足跡をたどることができる貴重な地区であると考えます。現在この地区には三日月橋生涯学習センターとかつばの里生涯学習センターがありますが、公共施設の維持管理は市の財政にも今後影響してくる課題であれば、この地区に2か所も生涯学習センターがあることをどのようにお考えでしょうか。かつばの里生涯学習センターのギャラリーを充実させ、文化財センターの機能を持たせ周辺とネットワークでつなぐという考え方もあろうかと思えます。文化財センターは未来の子どもたちに牛久の歴史や文化を伝えていく役割にもなると考えますが、ご見解を伺います。

新地地区ではNPO団体が空き家を改築して地域の農家の野菜を販売したりカフェを運営したり地域のたまり場として活動しています。このような市民やNPOなどの地域づくり活動を行政としてバックアップしていくこととしては何があるのでしょうか。

地域課題を解決するための市民活動団体やNPOなど様々な動きがありますが、最初から活動を軌道に乗せ動かすことは難しく、そこには活動の立ち上げや持続を下支えする補助金や条件

整備などの公的支援が必要ではないでしょうか。いくつかの自治体ではこうした市民によるまちづくり活動を応援するための助成金制度を整えています。全く新しいこのようなまちづくり活動への補助金の仕組みについてのお考えを伺います。

(2) 新たなマスタープランのまちづくりの構想と方針について

来年度の新たなマスタープランの策定に向けて、市民の意見をどのように取り入れ協議が行われたのでしょうか。より多様な意見を取り入れ更に若い人の声に耳を傾けるための工夫など、策定に向けた体制を質問いたします。

最後に、それら市民の意見などから、市民がどのような牛久市を目指しているのか、どんなまちになってほしいと思っているのか、そこから見えてくる現状と課題を伺います。そしてそれを踏まえ今後20年間のまちづくりの構想と方針についてお尋ねいたします。

〔答 弁〕

1. コロナ禍での事業の再開へ向けての動きと支援

(1)外国人への支援としての日本語教室の現状と今後について伺う

平成9年度に始まった日本語教室につきましては、牛久市国際交流協会の日本語部会により企画・運営されており、1年間を3学期に分け、1学期あたり10回の教室を開催しております。この教室では学習者のレベルに応じて講師と生徒が1対1で丁寧な指導を行うことが特徴となっております。

日本語教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度3学期の途中から中止しておりますが、現在、教室再開に向けての、検討を進めております。

具体的な検討といたしましては、10月には日本語教室に学術的な観点から助言・指導をいただいている筑波学院大学の先生を講師に招き、コロナ禍でも日本語教室を行うことができる方法として、オンライン会議システムを使用した研修を実施いたしました。

11月には、ボランティア講師に対して、来年度にシステムを用いた日本語教室を行うかどうかのアンケート調査を実施したところ、不慣れながらもシステムを用いた教室への挑戦してみたいという意見が出た一方で、これまでどおり学習者のレベルに応じたきめ細やかな指導をするために感染症対策を講じたうえで1対1での対面での教室を望む意見、対面式を望むものの感染リスクに鑑み、予防接種が普及するまでは再開することは見合わせた方が良いという意見など、さまざまなご意見が出されました。

今後の課題といたしましては、オンラインでの受講を希望する学習者にはオンラインを用いた授業を、1対1での対面での授業を希望する学習者には感染症予防対策を講じながら今までと同様に対面での実施など、生徒一人ひとりの要望に対応しながら安全に日本語教室を実施していくことが出来るかが課題と考えております。

今後は、教室の再開を心待ちにされている学習者に対して、新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで、来年度から日本語教室を再開し、学習機会を提供できるよう取り組んでまいります。

(1)外国人への支援としての日本語教室の現状と今後について伺う

牛久市公式ホームページでは、パソコンやタブレット端末で閲覧する場合、掲載情報を英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語の6言語に翻訳できる機能があり、外国人に対する情報を随時提供しています。

また牛久市国際交流協会のSNSでは、牛久市公式ホームページ掲載情報などを適宜発信し

ております。SNSの翻訳機能では、市内在住外国人51カ国の母国語を含むさまざまな言語に翻訳することができます。

引き続き市公式ホームページおよび市国際交流協会SNSを併用し必要な情報を必要な方に届けるべく発信してまいります。

また、外国人との相談体制ですが、市民活動課窓口で随時受け付け、相談内容に応じて各担当課をご案内し、通訳を行っています。そのほか、「公益(こうえき)財団(ざいだん)法人(ほうじん) 茨城県(いばらきけん)国際(こくさい)交流(こうりゅう)協会(きょうかい)」内に設置されております「外国人相談センター」をご紹介します。

今後も市や県等の関係団体からの情報提供を速やかに行うとともに、生活上の身近な相談については、関係部署と連携(れんけい)しながら、在住外国人の方に安心して暮らしていただけるような環境づくりに努めてまいります。

(2)とくとく市の現状と今後について、また農家への支援について伺う

とくとく市は、毎月第4日曜日の午前中に牛久市営青果市場にて、市場出荷の農業者、市場仲買人である市内の八百屋さん、若手農業者団体であるUFOクラブ等が出店し、旬の野菜の周知や生産者と市民が交流する場として開催している朝市ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年3月より開催を見合わせております。

10月頃までは、感染の拡大が落ち着いてきたことから、令和3年1月からの再開を検討しておりましたが、11月に入り、日本全国で急激に感染が拡大傾向にあることから、引き続き開催を中止せざるを得ない状況となっております。再開時期については未定ではありますが、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら検温や入場人数の制限、ソーシャルディスタンスの確保等の対策をすることで、早期の再開に向けて慎重に検討してまいります。

(2)とくとく市の現状と今後について、また農家への支援について伺う

新型コロナウイルス感染症拡大での当市の農業への影響は、現在のところマイナス方向には出ておらず、春から夏にかけての出荷に関しては、輸入農産物が入ってこなかったことや、在宅による国内需要が高まったことにより、高値で安定いたしました。また、学校給食が中止になったことで、給食用野菜の出荷ができなくなってしまうことがないように、給食用出荷を予定していた農業者に関しては、市場で適正に販売する等の対策をしてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大とは別の要因ですが、秋冬(しゅうとう)野菜(やさい)については、全国的に豊作となり、現在、秋冬(しゅうとう)大根、白菜、キャベツ、ブロッコリー等の価格が低迷している状況です。出荷生産者を守るために、日々市場の職員が

鋭意努力し支援してまいりたいと存じます。

(3)学習支援としての放課後カッパ塾が再開するまでに検討されたこと及び再開に際しての対策について伺う。

放課後カッパ塾のスタートが11月となった経緯についてお答えいたします。

市内小中学校が6月上旬まで休業となったことに伴い、休業明けの学校の時間割や児童生徒の様子が落ち着く頃合いを見て、7月に参加募集、2カ月の準備期間を経て、当初は9月からスタートする計画でございました。

ところが、7月末には、東京都では新規感染者が400人を超え、水戸市ではクラスターの発生、隣接のつくば市で陽性者が増加するなどの状況があり、茨城県のコロナ対策がステージ3に強化されました。

その後、9月に入り、コロナ対策もステージ2に緩和され、感染拡大も下火となったことから、11月からの再開を決定し、再度、各学校、参加希望児童生徒への再開通知、指導員への連絡及び配置の調整等の準備を行いスタートした次第です。

放課後カッパ塾は、議員からもございました通り、児童生徒の学習支援として大きな役割を担っていることは承知しているところですが、一方で、指導員の方々の協力なくしては成り立たない事業でございます。約半数は65歳以上と高齢者が多い指導員の方々の感染リスクを考慮しての対応であったことをご理解いただきたく存じます。

次に、感染対策についてでございますが、放課後カッパ塾終了後に、指導員の方々には、教室の片付けに加え、児童生徒が使用した机や椅子、ドアノブ、スイッチ、トイレの取っ手、蛇口などの消毒をお願いしているところでございます。

今後につきましても感染状況を踏まえ、適切に事業を実施してまいりますので、ご理解を賜りたく存じます。

2. 新たな都市計画マスタープランの策定に向けて

(1)現在のマスタープランのまちづくりの構想と方針のなかから伺う

議員からご質問のありました現在のマスタープランのまちづくりの構想と方針についてお答えいたします。

まず、まちづくりの構想につきましては、本市は比較的東西に長く、市の西部に市街地が集まり、東部では豊かな自然が多く残されております。

こうした特性を踏まえつつ、「市民が郷土に愛着を持ち、ゆとりを持った暮らしの中で趣味や生きがいを楽しむことのできる、心地よい、ずっと住みたいまち」を目指していくため、各

地域において、それぞれの特性を生かし、メリハリのある生活圏を形成するとともに、各拠点とのネットワークを構築することで、集約と連携のまちづくりを進めていくこととしております。

さらに、市の特徴的な自然資源として水辺や里山等の緑を重視し、良好な自然環境の保全と共生を目指して、自然とひとにやさしい生活スタイルへの転換、農にふれる場の提供や、資源循環型社会の構築を進めることとしております。

つぎに、これらの構想を実現するため、次の4項目を柱とし、まちづくりの方針を定めております。

1つ目は、「暮らしやすい生活圏づくり」として、地域コミュニティ形成のための生活拠点の整備、居住人口定着のための市街地の整備、災害に強いまちづくりに取り組むこととしております。

2つ目は、「まちの活力づくり」として、中心市街地の活性化、圏央道沿線への企業誘致と雇用創出、農業の再生と活用、交流のための基盤づくりに取り組むこととしております。

3つ目は、「まちを結ぶネットワークづくり」として、安心して使いやすいまちづくり、歴史・文化資源や緑等地域の特徴を活かした景観づくり、公共交通網の充実や交通環境の整備に取り組むこととしております。

4つ目は、「緑を守り自然にやさしいまちづくり」として、良好な自然環境（緑）の保全・活用、循環型都市づくりに取り組むこととしております。

①中心市街地の活性化（牛久駅東口の再整備）の成果と課題

②現在のマスタープランの4つの目的がどの程度達成されたのか

現在の都市計画マスタープランでは、本市の抱える課題、向かうべき方向を捉えなおし、これまでの都市基盤整備や宅地開発のみならず、生活圏に機能を集約した効率的な土地利用や拠点の配置等を再考した結果、「市の収入源である税収の保持」や、「超高齢社会への対策」、「地域コミュニティの維持・再生」、「循環型社会の構築」、の4項目について、市として進めることが必要と考え、本計画の目的としております。

議員からご質問のありました目的の達成度につきましては、いずれの項目も各事業を組み合わせさせて継続して進めていくものであり、達成度を測ることは困難であると認識しております。

ちなみに、都市計画マスタープランの改訂にあたり、昨年度、現行計画の地域別構想に位置づけている項目について、「A完了」、「B計画通り継続」、「C遅延事業中」、「D未着手」、「E中止」の5段階で評価を行い、各項目の進捗状況を整理しております。

全192項目に対し、「A完了」が9.4%、「B計画通り継続」が47.9%、「C遅延事業

中」が13.0%、「D未着手」が29.7%、「E中止」が0%、となっております。

具体的な項目といたしまして、「駅東口の整備推進」につきましては、牛久駅東口駅前広場の整備が完了しましたので、「A完了」としております。

「公共交通機能の充実」につきましては、市民要望等を踏まえルートやダイヤ改正を継続的にこなっていることから「B計画通り継続」としております。

「雨水管渠布設による排水不良箇所の改善」につきましては、流末の調整池の整備後の対応となるため、「C遅延事業中」としております。

最後に、「市道の整備」につきましては、地元からの要望や、他事業の進捗による交通状況の変化を鑑み、路線ごとに優先順位をつけて順次整備を進めているため、現時点で一部「D未着手」のものがございます。

①中心市街地の活性化（牛久駅東口の再整備）の成果と課題

③牛久駅東口の整備費用、利用の現状、利用手続きについて

まず、牛久駅東口の整備費用につきましては、駅前広場の改修費として約5億5千万円、広場から花木水通りまでの電線地中化工事費として約1億2千万円であり、うち国費が駅前広場に約2億7千万円、電線地中化に約5千万円となっております。

この広場の整備にあたっては、駅前の活性化を目的に市民参加による意見交換の場として、「牛久駅東口駅前利活用ワークショップ」を立ち上げ、「牛久駅東口にぎわいづくり社会実験」を実施するなどして、整備内容を具体化した経緯がございます。

市民目線の広場として活用すべく、広場の名称も一般公募により命名し、牛久市の友好都市であるイタリア・グレーヴェ・イン・キアンティ市とゆかりのあるレンガやテラコッタの甕(かめ)、第7代横綱稀勢の里の石碑も広場に華を添えております。

広場を活用した賑わいづくりのイベントとしては「牛久駅前どどん祭り」が駅前の活性化を目的とするNPO法人主催により年3回実施されており、これまでに30回開催しております。しかしながら新型コロナウイルスの感染症拡大によって今年の5月と9月は残念ながら中止とさせていただいております。なお、来年2月には規模を縮小して実施する予定で準備を進めております。

また、今年度においては、不定期ではありますが、同NPO法人が臨時観光案内所を設置して、牛久市を訪れる方に観光案内を行っております。

このようなイベントや市民集会などを実施する際は、施設の管理者に利用申請を提出していただいております。広場部分の利用については道路管理者である道路整備課、JRの線路沿いに面した公園にあたる部分については公園管理者である都市計画課に申請していただくことに

なっております。管理者が2カ所あるため、どちらに申請するか分かりづらいなど、手続きが煩雑と取られてしまっている部分もあるかと存じます。あくまでも管理者への申請ということになっており、今後は窓口での対応は1カ所で行うなど、申請方法についてもっと分かりやすくお示しできるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

①中心市街地の活性化（牛久駅東口の再整備）の成果と課題

④駅前で終わっている電線地中化をどうするか

電線地中化につきましては、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的として、平成28年に無電柱化の推進に関する法律が制定され、平成30年に国が無電柱化推進計画を策定しました。それらを踏まえ、本年3月に茨城県が無電柱化推進計画を策定しております。本市では、ご質問にありましたように、牛久駅東口駅前広場の改修に合わせて、花水木通りまでの約100メートルの区間で電線地中化を実施しております。

シャトーへと続くその先をどうするかというご質問ですが、無電柱化はコストが高く、関係事業者との調整もあり、現時点では具体的な予定はございません。しかしながら、法律や無電柱化推進計画の趣旨に鑑み、道路管理者や電力通信事業者などで構成される茨城県無電柱化協議会での調整を図りながら、検討してまいります。

なお、日本遺産に認定されたことでの交付金につきましては、観光客の動態調査やウェブサイトの構築など、いわゆるソフト事業に限られ、ハード面の整備はできないとのことでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

②歴史、文化、緑を活かした景観形成とネットワークづくり（牛久沼周辺地区）の成果と課題

牛久沼は当市にとっても自然はもちろん、歴史的にも文化的にも大切な観光資源です。

市では、都市計画マスタープランにも記載されていますように、平成19年度に策定した「牛久沼沿い環境整備計画」に基づき、平成21年度以降、様々な整備を実施して参りました。

平成23年度には、河童の碑の北側から、沼沿いに、木道の「かっぱの小径」を経て元気館方面に抜ける全長約923mの散策路を整備しました。そのほか、牛久城址散策路や沼周辺の桜並木の整備及び三日月橋生涯学習センターと国道6号から雲魚亭、河童の碑、アヤメ園へ誘導する看板設置も23年度に実施しました。

また、平成25年度にはアヤメ園のトイレと駐車場の整備工事が完了しております。

②歴史、文化、緑を活かした景観形成とネットワークづくり（牛久沼周辺地区）の成果と課題

かっぱの里生涯学習センターについては、当初小川芋銭研究活動の拠点「小川芋銭研究セン

ター」として、他(た)の生涯学習センターとは異なり、施設の使用内容を限定したうえで、小川芋銭に関する展示や講座事業を展開する目的で開設されました。

今も施設内に「河童の里ギャラリー」が併設され、小川芋銭の作品を数点常設することで、引き続き顕彰(けんしょう)をしておりますが、現在は、地域の皆様に幅広く使用していただくことを最優先に考慮した結果、どなたでもご利用いただける施設となっております。

「文化財センター」の必要性については、十分認識しておりますが、開設するにあたり、展示のための備品(びひん)購入費(こうにゅうひ)や建物(たてもの)の維持(いじ)管理費(かんりひ)、常駐させる学芸員の人件費など、日常的な運営(うんえい)経費(けいひ)が増大することが想定されるため、現在は考えておりません。

一方で子どもたちに対しましては、日頃から学校側の求めに応じ、市内小中学校の「歴史探索(たんさく)」や「土曜カップ塾」「牛久郷土(きょうど)検定(けんてい)」事業に学芸員(がくげいいん)を派遣するなど、市の文化財や郷土の偉人の功績を学び、郷土牛久への愛着を育む土壌づくりについて、既に継続して行われているところです。

市の財産でもある小川芋銭ら郷土の偉人に関する資料や文化財については、将来的にエスカートビル4階に「市民ギャラリー」が設置される可能性も視野に入れながら、そこを拠点として「雲魚亭」や「住井すゑ文学館」にも繋(つな)がるような活用について、現在様々な考察(こうさつ)を重ねており今後も担当する部署と引き続き連携(れんけい)し検討を行ってまいります。

②歴史、文化、緑を活かした景観形成とネットワークづくり(牛久沼周辺地区)の成果と課題

牛久市では、地域の様々な市民活動は行政区を中心に行っており、地域づくりを担うパートナーと考えております。

現在、各行政区において交通安全や防犯活動、自主防災活動、環境美化活動、子どもたちの見守り活動など広範囲にわたる様々な市民活動が実施されております。

市から市民団体等へのサポートですが、行政区等において地域住民相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るため市民行政区運営費補助金を活用して頂いております。

NPO法人へのサポートにつきましては、平成26年4月より茨城県から権限の委譲を受け、設立申請・各種届出に関する相談や受付を市民活動課で行っております。個人や任意団体からの法人設立に関する相談も随時受け付けており、書類作成のお手伝いなどを市民活動課で行っているほか、市社会福祉協議会で実施している「NPO入門講座」を紹介しています。

また、市民活動団体への研修会や活動助成などの各種情報に関するチラシは、市民活動課窓口の情報コーナーに配置しており、適宜ご案内しています。

茨城県では、NPO等が実施する取り組みに対して助成を行うことにより地域課題解決に向けた取り組みを促進することや、多様な主体が助け合いにより支え合う共助社会を実現することを目的に令和元年度に『茨城県提案型共同社会づくり支援事業助成交付金』制度が設立されました。

市では、この制度を市内の市民活動団体に案内するとともに、申請にむけた相談には随時応じ、今年度、1件採択されております。

今後も市民活動団体が『茨城県提案型共同社会づくり支援事業助成交付金』制度を活用できるよう支援して参りますのでご理解願います。

②歴史、文化、緑を活かした景観形成とネットワークづくり（牛久沼周辺地区）の成果と課題

現在、牛久市では地域の様々な市民活動は各地域で自治活動をしている行政区を中心に実施されており、地域づくりを担うパートナーと考えております。その活動の一助となるよう、行政区運営費補助金や地域コミュニティ活性化事業補助金(たまり場補助金)を活用して頂いております。

また、各課においても、様々な市民活動に対する補助金制度を設け、市民活動を行う上で役立て頂いております。

議員、ご質問のまちづくり活動への補助金につきましては、龍ヶ崎市では、設立後間もない市民活動団体の運営の安定化及び市民活動の活性化を促進するため、公益的な市民を行う団体に補助金を交付する『市民活動ステップアップ補助金制度』、土浦市では、市内に拠点を有する市民活動団体が、魅力的な地域づくりや、地域課題の解決などを目指して市内で行う新たな活動に対し、その活動のスタートアップを支援するための『土浦市協働の街づくりファンド事業』、阿見町では、町内で地域貢献活動を5名以上で行っているNPO法人、ボランティア団体等を支援するための『市民活動支援補助金』などの制度があり、いずれも公募による申請となっております。

牛久市においても、市民主体のまちづくりを応援する仕組みについて 近隣市町村の交付実績と効果や制度について調査、研究して参ります。

(2)新たなマスタープランのまちづくりの構想と方針について伺う

策定に向けての体制と市民参加、スケジュール

①新しい都市計画マスタープランでは、市民の意見をどのように取り入れる工夫をしたのか

現在、策定中であります新たな都市計画マスタープランにおいては、昨年度に実施いたしました市民アンケート及び市民懇談会によって、市民の皆様のご意見を取り入れるように努めた

ところでございます。なお、商工会などの各種団体や市内企業へのヒアリングも予定しておりましたが、感染症の影響により実施を断念いたしました。

まず、市民アンケートについては、無作為に抽出された市内在住の2,500名を対象に、昨年8月30日から9月17日までの、およそ20日間にわたって実施いたしました。ご返送いただいたのは1,223通で、割合では48.9%となります。内容といたしましては、牛久市に住み続けたいと思うかどうかや、例えば「歩行者・自転車などへの安全対策」、「駅周辺の整備」などの住環境について、「現状の満足度」と「将来の重要度」を5段階評価で尋ねるもののほか、回答者の年齢やお住まいの小学校区などについてもお聞きしております。

次に、市民懇談会については、本年1月25日から2月9日までの土曜日及び日曜日のうち4日間において開催いたしました。1回につき2つの小学校区の皆様にお集まりいただき、都市計画マスタープランとは何かについての説明や、市民アンケートの結果報告などを行ったうえで、参加者に自由にご意見を述べていただきました。

若い世代のご意見としては、アンケートをご返送いただいた方々のうち、10歳代が約0.7%、20歳代が約5.2%、30歳代が約10.9%となっており、残念ながら、回答や参加は多くありませんでしたが、数少ない貴重なご意見と捉えております。

なお、体制といたしましては、市職員で構成される策定委員会やサポートチームがあり、内容の精査、現況確認、各事業との整合確認を行っております。そのうえで、外部の有識者などで構成される審議会により、ご審議をいただく形で策定を進めております。

今後のスケジュールといたしましては、県との協議を経て、来年1月に市民説明会とパブリックコメントを予定しております。最終的には、2月下旬に開催される予定の審議会において答申をいただき、年度末には新しいマスタープランが完成する見込みでございます。

②現状と課題およびまちづくりの構想・方針

お答えすべき内容が多岐にわたりますことから、この場で一つひとつ詳細にご説明いたしますことは相当に困難ではありますが、まず、アンケートの分析や懇談会での意見から、歩行者・自転車等への安全対策、災害時や緊急時における安全対策、空家・空き地の管理活用などについて、重要度が高いと考えている方が多いことが分かりました。また、「生活環境向上のためにはある程度の開発が必要である」、「駅周辺に生活サービス機能が集まったコンパクトなまちづくりを進めるべきである」と考えている方が多いことも分かりました。

これらに基づき、「市の顔としてふさわしい、にぎわいと活力（魅力）ある拠点づくり」、「適切な土地利用による持続可能なまちづくり」、「緊急時や災害時に強い、安全・安心な生活をおくることのできるまちづくり」など、8つの項目を課題として掲げております。

それを踏まえまして、牛久市が目指す都市の姿として「豊かな自然に囲まれ、多世代が安心して生き生きと暮らすまち うしく」をキャッチフレーズにするとともに、「世代循環の形成による持続可能なまちづくり」「地域の特性を活かした活力あるまちづくり」「コンパクトで利便性が高く暮らしやすいまちづくり」「自然環境を継承した、潤いのあるまちづくり」「健康で安全・安心に暮らせるまちづくり」の5つの項目を、目標として掲げております。

まちづくりの方針としては、土地利用、都市施設、景観、自然環境、防災・防犯、観光の6つの部門を設け、例えば都市施設のうち公園や緑地については、適正配置、既存公園の再整備及び活用といったことを、例えば防災・防犯については、緊急に対応した道づくり、防災拠点・避難場所の機能強化といった内容を定めております。

なお、これらの目標や個別の方針につきましては、市全体に関わる「全体構想」と、市内を7つのエリアに分けた「地域別構想」があることは、現行のものと同様でございます。

今後もまちづくりに関する市の各施策は、都市計画に関する基本的な方針として、このマスタープランに即して実施してまいります。

[12番 加川裕美議員]

感染拡大がつづき、その収束は、未だ予測することができません。新しい生活様式のもと、教育環境も大きく変化しています。

今回はその現状を踏まえ、課題を共有し、将来の方向性をともに考えていくための質問です。

1、「新しい生活様式の中で児童生徒の保全・保健について」 (答弁246ページから)

「学校での口腔ケアの現状と課題、今後に向けて」

(質問)

現在、市内では市立幼稚園と一部の小学校を除く、多くの小中学校で、給食後の歯磨きが実施されていないと把握しております。中止に至った背景と、側近の歯科検診等の結果の概要をお示しください。

(追加質問)

厚生省、学校歯科医師会のホームページ等には、歯磨きは感染症予防対策に有効であり、「給食後の歯磨きをうがいを少なくする、密をさける等の工夫で推奨する」と指針が出ていますが、現在の市内感染状況を見ると、なかなか判断も難しいと考えます。日々、消毒や掃除にも時間と労力を割かれていることでしょうか。

しかし、この感染症との攻防は長期に渡るのではないのでしょうか。日本感染症学会の最新の報告によると「歯磨きの飛沫による感染リスクは少ない、むしろ歯磨き中の会話やふれ合いによるリスクを考慮すべきである」とされています。

他の自治体では、対策を徹底したうえで、分散歯磨きを実施したり、喉うがいでなく口うがいをを行う、帰宅後すぐの歯磨き指導を行う、不可能な際は朝夕2回の歯磨きの徹底を保護者によびかける、などの工夫をしているところもあるようです。

牛久市ではどのような方向性が考えられますか。

(結び)

放課後児童クラブでは、学校での歯磨きが一日で唯一の機会だった、と話す児童もいます。マスクにより口呼吸で唾液の分泌が少なくなり、虫歯リスクも今後高まっていく、と懸念する専門家も少なくありません。

現在でも社会人の多くが、昼食後の歯磨きを実践しています。こどもたちには何の対策もなくて良いのでしょうか。また、近隣の特別支援学校では毎朝の「うがい」も中止しているようです。こちらは保護者から不安の声が寄せられています。

感染下で、こどもたちの歯を守る、健やかな永久歯を育てる、うがいをしてウイルス予防を

する…対策を要する難しい取り組みであることは言うまでもありません。

しかし、必要な取り組みです。「ただいま&歯磨き」、まずは呼びかけからいかがでしょうか。そして学校管理下では、現場の先生や保護者の皆さん、児童生徒の相互理解のうえ、「歯磨き」「うがい」再開に向けての工夫をお願い申し上げます。

2) スクールカウンセラーの配置時間拡大できめ細やかなメンタルケアを

(質問)

昨年度の全国の小中学校や特別支援学校を対象にした調査「新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について」によると、学校再開や夏休み明けに不登校や保健室登校のこどもも増えた、という回答が2割を超えています。

茨城県でも171名の児童・生徒がコロナ不安により、欠席が続いているという数字が上がっています。

そんなこどもたちに先生や保護者に加え、新たな目線や角度から寄り添える存在のひとつが「スクールカウンセラー」です。保護者からは「相談回数を増やして」、こどもたちからは「保健室のような居場所が欲しい」という声があります。

本市での配置状況と今後の対応についてお伺いします。

(結び)

スクールカウンセラーと「きぼうの広場」相談員のW体制で、より利用機会が増えると考えます。一方で、予約が必要な点が、こどもたちには少しハードルが高いようです。ドアを開ければいつも誰かが迎えてくれる、保健室のような場所がもうひとつ学校にあれば、という課題も見えてきます。解決に向けてお力をお借しください。また時にはかっぱメールやマチコミに加え、こどもも目にする事ができる「お便り」の配布で、相談制度の周知をお願いいたします。

2、市内小・中学校・義務教育学校の課外授業について (答弁248ページから)

主な課外授業の実施状況と現時点でのスケジュールについて 特に中学校1年生、義務教育学校7年生の状況は

(質問)

今年度は様々な課外授業が中止や変更を余儀なくされたと考えますが、運動会・修学旅行・校外学習など主な行事の実施状況をお知らせください。またスキー学習を予定されていた、中学校1年生や義務教育学校7年生は、どのような状況ですか。

(結び)

感染症下にあっても課外授業を様々な工夫や努力で実施、または計画して頂き、保護者や児童生徒たちからは、喜びの声を頂いています。校外学習が中止になった中学校1年生や義務教

育学校7年生には、講演会などを企画して頂いていると把握しております。引き続き宜しくお願いたします。

〔答 弁〕

1. 新しい生活様式の中で児童生徒の保全・保健について

(1) 学校での口腔ケアの現状と課題、今後に向けて

学校保健法で毎年、児童生徒の口腔の状況を確認するため学校歯科医による検診を実施しております。今年は、学校再開後に実施し、虫歯の状況は昨年度37.16%、本年度32.0%であり昨年度とほぼ同等の割合でしたが、歯科検診時に学校歯科医より「口腔内衛生環境が悪い」という話があった学校も報告されています。

各校では、6月4日の「虫歯の日」や11月8日の「いい歯の日」に、保健だより等で歯磨きの大切さや口腔ケアについて周知しております。

また学校給食には「かみかみ献立」を実施し、咀嚼(そしゃく)する力をつける食事の提供を実施しております。

給食後の歯磨きについては、本年度は新型コロナウイルス感染拡大により、歯磨きによる飛沫のリスクを軽減するため、多くの学校で歯磨きを控えている状況です。

口腔衛生の観点から食後の歯磨きについて虫歯予防等に効果があることから、感染の状況が落ち着いた際には校医等の意見を伺ったうえで、歯磨き指導を再開したいと考えております。

子供たちの大切な歯を守る歯磨きの指導については、学校はもちろんですが家庭の役割も相当に大きいものであると考えます。

そのようなことから議員のご提案でありますキシリトール等配合のタブレットの学校での配布につきましては、慎重にならざる負えませんのでご理解いただきたいと思います。

(参考：1錠20円×7000人×200日＝年間2800万円)

(2) マスク・シールド・徒歩通学用ヘルメット着用に市教育委員会のガイドラインの周知と徹底を

新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、感染拡大防止を図りながら円滑な学校運営を行っていくために、市教育委員会から保護者のみなさまにこれまで17回に渡り、お知らせやお願いのための文書を発信するとともに、夏季においては感染症対策を行うなかでの熱中症予防にむけた文書も発信してきているところです。これらは市内小中学校や義務教育学校全体にかかる共通の方針として、国県から発せられたガイドライン等を参考に、校長会で確認のうえ発信しているもので、ホームページに掲載し各校のかっぱメールで掲載場所を伝えることで保護者に確実に周知を図っています。

一方、現場である小中学校や義務教育学校においては、市全体の方針として示されている事

項を踏まえながらも、それぞれの学校規模や周辺環境、登下校時の状況等に応じて、子どもたちの安全面や感染予防の観点から様々な考察をし、学校ごとに運用を決め、指導を行っているところです。

校内においては、一つ一つの対策や方針について、職員会議等で共通理解を図っております。

学校から児童生徒への指導については、現場において個別の事象に対してその場で口頭で行われるものも多いと思いますが、その内容の一つ一つを保護者に対してもお伝えするために文書を作成することは困難です。

個々の指導であって保護者にも知っておいていただく必要があるものは、連絡帳などでお知らせしてまいります。

また、校内の児童生徒全員に共通する指導や、児童生徒の感染予防、その他の目的で学校と家庭が一緒になって行っていく必要のある指導については、かっぱメールや学校だより、紙による文書などでこれまで同様周知を図ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

(3) スクールカウンセラーの配置時間拡大できめ細やかなメンタルケアを

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、子供たちの家庭生活が長くなったことによる生活リズムの乱れや、親の仕事が不安定になったことによる生活全般への不安などから、不登校が増えている現状です。あらためて、子供の教育における家庭の役割の大きさがわかります。子供の教育の第一義的責任は家庭にあり、家庭での生活や教育の上に学校教育があります。子供たちはしつけや規範意識など家庭の中で基本的なことを学びながら、学校の集団生活を通してそれらの意義や意味を学び、身に付けていきます。子供たちの心を含めて、子供たちの最も近くにいる保護者と、子供たちと長い時間を一緒にいる学校がそれぞれの責任を果たしながら、連携・協力することが大切であると考えます。今後、学校運営協議会からの発進などを通して、これらのことについての理解に努めてまいります。

そのような中で、スクールカウンセラーは県から市内学校に4名派遣されております。しかし年間216時間の配置時間内で3～4校を担当しているため、月に1～2日の配置となっている現状です。

その様な中で、新型コロナウイルス感染症による休校措置の影響でスクールカウンセラーへの相談数が増えています。

本市では県派遣のスクールカウンセラー以外にも、きぼうの広場において臨床心理士が勤務しており、教育相談に応じています。今年度は、学校開始後の7月に相談件数が急に増えたり、中学校では、例年は相談者が固定化してくる10月以降に新規の相談件数が増加したりしています。

今年度からの相談体制の充実として、各中学校に「ドリームルーム」といった教室を作り、きぼうの広場の職員が不登校の対応をしたり、訪問型家庭教育支援事業で大学生を配置したりしています。

こうした部屋も現在は不登校の生徒の対応をしています。心に不安のある生徒の相談窓口になればよいのではないかと考えています。

きぼうの広場の広報活動を充実させるとともに、学校の中においても、保健室や「ドリームルーム」といった部屋のスタッフの活用などを通して、相談活動を充実していきたいと考えます。

2. 市内小・中・義務教育学校の課外授業について

(1) 主な課外授業の実施授業と現時点でのスケジュールについて

特に中学生1年生、義務教育学校7年生の状況は

今年度の運動会・体育祭に関しては、各校日程の変更等はあったものの、小学校は保護者参観の形で実施、中学校は保護者参観を見合わせての実施、そして、おくの義務教育学校に関しましては保護者の参加人数に制限を付けての実施となりました。児童生徒、保護者共に、例年通りの実施とはいきませんでした。「今年はコロナで親が見に来ることができないし、種目も少ないけれど、チームで力を合わせてやり遂げられてよかったです。」や「例年通りに行えなかったり、延期になってしまったりとうまくいかないことも多かったですが、この体育祭が実施できたことに感謝しています。」等、充実感あふれる感想が多く聞かれました。合唱祭に関しては中止にした学校も一部ありますが、多くの学校はソーシャルディスタンス等に配慮しながら実施しました。

また、中学校の修学旅行に関しては、皆様から様々なご意見をいただきながら、市教委としましても、生徒にとって安全・安心を第一に検討し、その中で各学校も保護者との合意形成を図りながら工夫を凝らして実施しました。具体的には、方面を変更して1泊2日で実施した学校や、内容を見直して日帰りを実施した学校、学校の敷地内で生徒自らが計画した学年行事を実施した学校もありました。様々なご意見はありましたが、各校実施内容に違いはあるものの、大きな成果を収めることができました。「南中フェスを実施することになった時、初めは、修学旅行がなくなってしまうなんてと思っていましたが、修学旅行より最高の思い出となりました。」等、どの学校も子供たちにとって素晴らしい思い出をつくることができました。また、修学旅行前に学校医からコロナ感染症について話を聞き、その後、防災教育のために、東日本大震災で被災した住民を受け入れたホテルに宿泊した生徒の保護者からは、「自分たちの中学校が震災時の二次避難場所にもなっている中、修学旅行に行って、現地の方々の生の声を聞いて

たおかげで、子供たち自身の防災に関する意識が高まりました。本当に感謝しています。」との声が聞かれました。

小学校の修学旅行は、それぞれ方面・期日等を変更し、日帰りの校外学習として実施しました。他学年の泊を伴わない校外学習に関しても、方面・内容を再検討して実施しています。

一方で、中学校1年生と義務教育学校7年生で予定されていたスキー宿泊学習においては、現在全ての学校が令和3年度に延期する予定です。このことにより、来年度は1・2年生がどちらもスキー宿泊学習を行うこととなります。ただ、来年度に延期するにしても、今年度の内にスキー宿泊学習の代わりとしてクラスマッチや学年レク等、何か子供たちの思い出に残ることはできないかと現在話し合いを行っている学校もあります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染が再び拡大しております。今後の感染状況の推移を見守りながら実施の検討をしているところです。

〔21番 遠藤憲子議員〕

1、国民健康保険税について（答弁252ページから）

1) 18歳までの子どもの均等割の軽減

①18歳未満の子どもの人数と世帯数、金額について

国保税の加入者の多くは、自営業、農業、無職、アルバイトなど比較的、所得の低い方が加入する保険で、他の保険に比べて被保険者負担が大きい。特に世帯人数に応じた均等割の負担が大きく、子どもの数が多いほど負担が大きく、子育て支援に逆行します。子どもの均等割の軽減は全国知事会など団体からも国に要望を提出しています。2020年9月の県議会では、共産党県議の質問に対して、市町村に交付の「国保特別交付金」について「子どもの数や多子世帯への施策を設けることを検討したい」と知事答弁がありました。市で18歳未満の子どもの均等割軽減を実施した場合、また、第3子ではどうか。人数。世帯数。金額について市の負担について、お尋ねします。

②子どもの均等割軽減の市の方向性について

2) 2022年4月からの県内統一賦課方式の進捗状況

質問：「国保の都道府県化」後の国保税については、政府は「標準保険料」に統一していくことを求めています。あくまで「参考値」です。県は国保運営方針の改定にあたり、「保険料（税）率の統一」「保険料水準の統一」を将来の課題として位置付けています。その前段として、賦課方式を2022年から統一し、所得割・均等割の2方式にしていますが、多子世帯等の負担が増える均等割の比率を高めることにつながらないか、危惧するものです。2022年4月に県内統一を目指すがありますが、現在までの進捗状況をお尋ねします。

2、介護保険について（答弁253ページから）

1) コロナ感染による介護報酬の特例措置について。利用者への影響と対応

6月1日の厚労省事務連絡では、介護報酬の特例措置について、サービス利用区分を2区分上乘せて支払う仕組みが示されました。つまりデイサービス、リハビリなどを3時間利用した場合、5時間分の支払いをするもので利用者負担が増えることとなります。ただし、ケアマネジャーが説明し「利用者の同意」がもられた方と聞いています。いつも、お世話になっているケアマネジャーから説明されれば、断りにくいというものです。特例措置導入の理由としては、コロナ感染防止を徹底するため、医療者の安全・健康、消毒など経費が増加することから設け、現在、国の介護費用分科会でも議論をしていることが11月19日に毎年私どもで実施の国との交渉の場において説明されました。

〔答 弁〕

1. 国民健康保険税について

(1)18歳までの子どもの均等割の軽減

①18歳未満の子どもの人数と世帯数、金額について

牛久市の国民健康保険における18歳未満の被保険者は、本年10月末現在で853世帯、1,410人となっています。この18歳未満の被保険者の均等割額は、1人当たり1万9千円となっておりますので、全額免除した場合の市負担額は、2,679万となります。

このうち18歳未満で第三子以降の被保険者は113世帯、145人で、均等割額を全額免除とした場合の市負担額は、275万5,000円となります。

②子どもの均等割軽減についての方向性

さきほど申し上げたとおり、牛久市における18歳未満の子どもにかかる均等割額は、1人当たり1万9千円で、この価額は、令和2年度現在、茨城県内では2番目に低い設定価格となっております。また、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減があることに加えて、5割および2割の法定軽減につきましては、毎年のように基準額が引き上げられ、対象者の拡大も図られているところです。

以上の理由により、子どもの均等割額に関する取扱いにつきましては、財政面あるいは公平性という観点から、現状の運用を継続しておりましたが、均等割額が税の負担力が無い子どもを多く抱える世帯にとって重い負担であることは、全国的な課題にもなっています。

先月開催された全国市長会や国保制度改善強化全国大会におきましても、国に対し子どもの均等割軽減に対する支援制度の創設と財源確保を要請しているところです。

さらに先ごろ茨城県が、国保運営方針において令和4年度から県内すべての市町村の賦課方式を、所得割と均等割から成る二方式への統一を目指すこととなり、均等割のさらなる負担増が懸念されますことから、牛久市としましても二方式への見直しに合わせ、今後の国県からの財政支援に関する動向を踏まえながら、子どもの均等割額軽減の導入についても積極的に検討していきたいと考えております。

(2)2022年4月からの県内統一賦課方式の進捗状況

本年10月に改定されました茨城県国保運営方針におきまして、各市町村における国保保険料の算定方式につきましては、所得割と均等割から成る2方式とし、令和4年度からの統一を目指すことになりました。なお、これはあくまでも賦課方式を統一するものであって、税率や

税額については引き続き各市町村の裁量により定めるものとなっております。

県内市町村における令和2年度の賦課方式の状況につきましては、医療分において所得割、資産割、均等割、平等割から成る4方式を採用しているのが、牛久市を含め20市町。所得割、均等割、平等割から成る3方式を採用しているのが、24市町村となっております。

牛久市におきましても、県の方針に従い、令和4年度から2方式へ移行することについて、これから検討していく予定です。なお、県の方針が打ち出されて間もないため、他市町村の進捗状況については把握できておりません。

牛久市において賦課方式を変更するとなれば、これまで資産割ならびに平等割として課税してきた税収分を所得割または均等割に振り替える必要があり、所得割、均等割とも現行からの引き上げが想定されます。先ほども申し上げましたが、見直しにあたっては、子どもの均等割の軽減措置の導入についても併せて検討すべき課題であると認識しております。

今後、令和4年度からの2方式化に向け、標準保険料率との比較を踏まえながら、税率のシミュレーションを行い、国保運営協議会での審議の場において、検討していく予定となっております。

2. 介護保険について

(1) コロナ感染による介護報酬の特例措置について。利用者への影響と対応

コロナ感染による国の介護報酬特例措置については、6月1日からの臨時的な対応として全国に通知され、事業所が特例措置を受ける条件が示されておりますが、前提として利用者本人の同意が必要となります。

この特例措置について、牛久市においては事業所からの問い合わせは数件ありましたが、利用者からの問い合わせは1件という状況です。

市が給付した6月分の対象サービスの介護給付費の実績は、通所介護が4,399万円、通所リハビリが2,031万円、地域密着型通所介護が482万円、認知症対応型通所介護が28万円で、例年同月より5%以上減少しております。

一方、利用者についても介護事業所全体で4月と5月は減少がみられ、今年度の実績の推移は例年とは異なっております。

このため現在策定を進めております第8期介護保険事業計画の策定作業では、今年度の介護給付費の予測に補正をおこない、コロナの影響を受けない形で全体の給付費を見込み、令和3年度から令和5年度の保険料を慎重に算定していきたいと考えております。

(2) 第8期（2021年～23年）計画の進捗状況

第8期介護保険事業計画策定の進捗状況ですが、今年度は計画策定審議のため介護保険運営協議会を6回予定しております。11月25日の第4回運営協議会においては、介護給付費の推計についてご審議いただいたところです。

介護給付費の推計には、今年度整備し、第8期の初年度である令和3年度に開設する施設の給付費も盛り込みながら令和3年度から令和5年度の介護給付費の推計作業を進めております。

第8期に新設となる施設は、奥野地区に令和3年2月に開設する70名定員の特別養護老人ホーム1箇所、牛久地区に令和3年4月に開設する18名定員の認知症グループホーム1箇所、岡田地区に令和3年5月に開設する29名定員の地域密着型特別養護老人ホーム1カ所、29名利用定員の小規模多機能型居宅介護1カ所となります。

議員ご指摘のとおり、施設整備を進めることによつて、施設入所を希望する待機者は減少しますが、一方では介護保険料の上昇が見込まれます。

このため高齢者の皆様から納めていただく介護保険料が今後急上昇しないよう、審議会の委員の皆様には慎重にご審議いただいているところです。

なお、これまでの議論について、12月1日より23日までパブリックコメントを実施し、さらに広くご意見を受け付け、引き続き運営協議会で慎重なご審議をいただく予定となっております。

3. 訪問診療・訪問介護について

(1) 現在の状況と対応

訪問介護サービス事業所につきましては、市内に16箇所あり、令和2年6月分の実績では、延べ人数で319名の方が訪問介護サービスを利用しております。

利用に際しては、ケアマネジャーを通じて事業所を選択し、個別に訪問介護事業所と契約した後にケアマネジャーが作成するケアプランに基づいてサービスをご利用いただくこととなります。

(2) 今後の計画

訪問介護事業所の指定は茨城県となっておりますが、今後もさらに要介護認定者の増加が見込まれることから、「第8期介護保険事業計画」では、訪問介護サービスについても、増加する見通しを立てております。

〔22番 利根川英雄議員〕

1、自転車損害保険（答弁257ページから）

自転車は道路交通法では「車のなかま」で車道左側通行が原則です。自転車のイヤホン運転事故やスマートフォンを見ながらの「ながらスマホ」による事故などが問題となっており、自転車の交通ルールやルール違反の罰則も強化されてきていますが、万が一加害者や被害者になってしまうリスクに備えての保険について確認しておきましょう。自転車事故を起こした場合の賠償責任は、たとえ未成年といえども責任を免れることはできません。実際に、自転車に乗った小学生が歩行中の女性と衝突事故を起こし、その母親に1億円近い賠償請求が命じられるというケースが起きています。この事故をめぐる裁判で、監督義務を果たしていないとして少年の母親に賠償を命じました。国土交通省では、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例を作成し条例制定を進めています。交通ルールを守り安全運転は当然のことですが、万が一のことを考え質問をします。

・市内自転車総数・自転車に関わる事故件数、年代別・市内自転車損害保険加入件数・自転車損害保険加入促進条例制定

2、市内郵便ポストが撤去され減っています。生涯学習センターなどへのポスト設置の要求がありますが、市内ポストの総数と市民要望についてどのように捉え対応しているのか質問をしました。

・市内ポストの総数・奥野地区のポスト総数・ポスト設置の要望（答弁258ページから）

3、牛久駅周辺の活性化には、エスカード牛久ビルの活性化が必要と考えます。これまでの提案してきたことは①エスカードビルに公共施設・図書館建設で人の流れを作る《例：土浦市の図書館「アルカス」（図書館来館者、開設1年10ヶ月で100万人。平日1日約1,600人、土日祝日で2,000人。土浦駅で約8,500人増）武蔵野市の「武蔵野プレイス」（中央線武蔵境駅前図書館来館者1日平均5千人）》駅前の図書館設置は、集客、にぎわいづくりに大きく役立っていることがわかります。②カッパ号をすべての地域から牛久駅へ③エスカードビル活性化には駐車場の問題もあります。国の補助金を利用して立体駐車場を④牛久駅を中心としたコンパクトシティを⑤駅周辺の空いている土地に住宅建設促進を⑥駅周辺活性化の一つに、若者などを牛久市に移住してもらうための家賃補助の実現が必要と考える。総務省統計局の2013年度「住宅・土地統計調査」では、市内に空き家が4,330軒（集合住宅を含む）、その内戸建て住宅

が1,410軒。エスカード牛久ビル活性化について今後の計画を質問。

次に、牛久シャトーの活性化は市民の強い要求です。しかし、今年度の財政計画、事業計画が明確ではありません。今年度の財政と事業計画を質問しました。

- ・具体的な利用者数 （答弁258ページから）

〔答 弁〕

1. 自転車損害保険

(1) 市内自転車総数

ご質問の「市内自転車総数」につきましては、現在市で明確な集計データを持ち合わせておりませんので、一般財団法人自転車産業振興協会の平成30年自転車保有実態に関する調査報告書のデータをもとに推計しました。令和2年の国内人口1億2,202万9千人に対し、自転車総数が、6,817万1千台、人口約1.79人に自転車1台と推計されております。

これを牛久市にあてはめますと、人口84,900人に対し、市内自転車総数は、47,429台と推計されます。

(2) 自転車に関わる事故件数、年代別

ご質問の自転車に係わる事故件数、年代別人数につきましては、牛久警察署に問い合わせましたところ、牛久市内で、令和2年1月1日から令和2年10月31日までの直近10か月間に発生した自転車に関係する交通事故について、事故件数は、160件でした。自転車運転者の年代別人数では、10歳未満6人、10から19歳58人、20から29歳13人、30から39歳9人、40から49歳10人、50から59歳9人、60歳から69歳9人、70から79歳24人、80から89歳20人、不明10人、合計168人との回答をいただきました。合計の168人から年齢不明10人を差し引いた158人に占める、小学校高学年から中高校生を含む10から19歳、58人の割合が、全体の約37%と突出していて、70歳以上の高齢者の方も44人、約28%と割合が高くなっている状況でございます。

(3) 市内自転車損害保険加入件数

市内自転車損害保険加入数につきましては、現在市で明確な集計データを持ち合わせておりませんが、茨城県安全なまちづくり推進室が調査した、県内の公立小中学校、県立高校で自転車通学をしている児童生徒の「令和2年度自転車損害保険賠償責任保険等の加入調査」では、県内の加入率が77.2%、牛久市の加入率が66.3%となっております。牛久市においては、自転車通学している公立の小中高校生のうち、約3分の2が、損害保険に加入しているという調査結果が出ております。

(4) 自転車損害保険加入促進条例制定

近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、高額な賠償命令がでてい

とから、国では「自転車損害賠償責任保険」の加入促進を打ちだしています。

茨城県は交通安全条例で、「自転車損害賠償責任保険等」の加入を県民の責務としています。

県内他市では、笠間市、つくば市、取手市が保険加入に関する条例を制定しています。

市では自転車利用について、交通安全に重きをおき、市内小学4、5、6年生と中学生を対象に自転車の安全な乗り方教室を実施してきました。

今後は、自転車事故の被害者救済の観点から、県条例に基づき「自転車損害賠償責任保険」の加入に結びつく広報等に力を注いで参ります。

同時に「自転車損害賠償責任保険」加入促進に関する条例について、調査研究して参ります。

2. 郵便ポストの設置

(1) 市内ポストの総数

牛久郵便局に確認したところ、現在市内に設置してあるポストは牛久地区5箇所・岡田地区2箇所・奥野地区1箇所の郵便局含め76箇所となります。

(2) 奥野地区のポスト総数

牛久郵便局に確認したところ、現在奥野地区にある郵便ポストの設置数は、奥野郵便局含め8箇所となっております。

(3) ポスト設置の要望

郵便ポストの設置数は、総務省情報通信白書によると、全国で平成21年度は188,326箇所、平成26年度は181,521箇所、令和元年度は179,129箇所と減少しております。牛久市でも郵便ポストが撤去され近くにポストが無いため、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター周辺の住民からポストを設置して頂きたいとの要望が寄せられました。

市では要望に沿って、令和元年7月25日付で日本郵便株式会社に対して三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センターに郵便ポストを設置していただくよう、要望書を提出しましたが未だ設置には至っておりません。

今後も継続的に郵便ポスト設置を要望して参りますのでご理解のほどお願いいたします。

3. 牛久シャトー、エスカード牛久ビル

(1) 今後の計画

① 牛久シャトーについて

コロナ禍で黒字化は難しいと思うので、コロナの状況が落ち着き、収益が期待できる状況になるまで、レストランとショップを休業したらどうか。休業中の牛久シャトー(株)の社員については、人員不足といわれている牛久市の職員として活用してはどうか。

新型コロナウイルスの感染拡大は、特に飲食業・観光業に大きな打撃となっており、特に最近不安が増している第3波がもたらす影響を危惧しているところであります。

今後、レストランやショップの状況が更に悪化する一方であれば、当然、開店時間の短縮等も視野に入れた判断をしていかざるを得ない部分も想定されます。

これにつきましては、牛久シャトー株式会社とも協議をしながら、動向を見極めていかざるを得ないと考えております。

②-1 エスカード牛久ビルについて、広く牛久駅周辺の活性化策を考える中で整合性を持って検討すべきと思うがどうか

牛久駅周辺の活性化策といたしましては、まず、牛久駅東口から取り組みを進め、平成30年度までに、牛久駅東口のバリアフリー化やにぎわいづくり広場の整備等を実施しております。

そして、平成30年度に、都市計画マスタープランの構想に基づく立地適正化計画を策定し、牛久駅周辺を市の中心拠点と位置付け、

「市の広域的な玄関口としての賑わいの拠点であり、商業施設をはじめ、市民の交流や福祉サービス等の集積を図る拠点」としております。

現在は、この計画に基づき、牛久駅西口地区において国の補助金を活用した事業を進めているところであり、牛久駅西口広場のバリアフリー対策や公衆トイレの設置、ペDESTリアンデッキの再整備、そして、エスカード牛久ビルにおける市民交流の場の整備などを位置付けております。

②-2 エスカード牛久ビルについて

4階への公共施設整備計画については、整備費が11億円を要し、コロナ禍で多額の対策費が必要とされるこの時期に整備しなければならない理由はないと思うので、先送りすべきと考えるがどうか。

新型コロナへの対策は、政策的にも、財政的にも、当初想定しえなかった、大きな負担であることは否めません。

しかしながら、エスカードへの公共施設の整備については、これがもたらす効果が、エスカード全体の活性化、及び、エスカード牛久ビル内の空床の早期解消にも繋がるものと考えております。

エスカード牛久ビルへの公共施設の整備に限らず、牛久市の様々な施策を、コロナの厳しい状況下だからといって、止めるのではなく、少しずつでも前に進め、コロナ明けには加速していけるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

(2) 牛久シャトーの財政

牛久シャトー(株)の上半期決算について報告願いたい。

先日、牛久シャトー株式会社から受けた、4月から9月期における財政状況としましては、約2千7百万円の損失との報告を受けております。

新型コロナウイルスによる影響が大きく、観光事業者の活動が停滞したことによる、観光客数の減少や、レストランのディナーの売り上げの低迷が損失の大きな要因であると認識しております。

また、9月期以降の動向としては、国が主導するGoToキャンペーンによる観光客数の増加や、撮影等の収入の増加等一部持ち直しの傾向が出始めたところではありますが、新型コロナウイルス第3波の影響で、キャンセルが出始めているとの報告を受けております。

(3) 具体的な利用者数

牛久シャトーとエスカード牛久ビルのそれぞれの利用者数を知りたい。

現在、具体的な利用者数の把握には至ってらず、牛久シャトーショップのレジ通過件数、レストランの利用者数の把握に止まっております。

牛久シャトー株式会社からは、あくまで参考値としての数値の提供であり、件数の詳細の回答は差し控えてさせていただきますが、

ショップにつきましては、7月から10月までは、一月あたり約600件弱程度で推移しており、11月については、約900件弱となっております。

一方、レストランにつきましては、7月から9月までは、一月あたり900名前後で推移しており、10月11月については、1,100人を超えております。

これらの利用者数の増加につきましては、11月に入り民間旅行業者の旅行ツアーが動き出したことや、国のGoToキャンペーンによる効果があったもの、さらにレストランにつきましては、10月から行っている、カフェや、ワンプレートランチの実施の効果が見えていると認識しております。

次に、エスカード牛久ビルにつきましては、前回の議会においてご答弁申し上げましたが、来客者数をカウントする機器を設置していないため、全体の来客者数の把握はできておりません。

牛久都市開発株式会社で把握出来る、参考値として、一部の店舗ではありますが、本年度の7月から9月期において、客数、売り上げともに、前年度比20%程度の減少との報告を受けております。